

児童虐待の実態
— 東京の児童相談所の事例に見る —

は じ め に

幕末から明治にかけ日本を訪れた多くの外国人は、日本の子どもの笑顔とその元気な姿に強い印象を覚え、日本ほど子どもを慈しんで育てる文化を持った国はないと述べています。

例えば、E.S.モースはその著「日本その日その日」の「1877年の日本—横浜と東京」で、「私は今までのところ、お母さんが赤ん坊に対してかんしゃくを起こしているのを一度も見えていない。私は世界中に日本ほど赤ん坊のために尽くす国はなく、また、日本の赤ん坊ほどよい赤ん坊は世界中にないと確信する。」と記しています。

いま、東京を始め全国で児童虐待が大きく報道されるなか、こうした往時の日本の子育ての光景に接すると改めて深い感慨をおぼえます。当時の外国人の目に映ったこうしたわが国の子育ての姿、すなわち親が子を慈しんで育てればどの子も健やかに育っていくという「慈しみの子育て文化」は、消えてしまったのでしょうか。

近年、児童相談所等に寄せられる「児童虐待」に関する相談件数が急増しています。特に、昨年11月、「児童虐待防止法」が施行されてから、その傾向が顕著になっています。件数が増えているだけではなく、悲惨な例があとを絶ちません。しかし、虐待について様々な見解が報道されながら、児童虐待の実態そのものの地道な解明はいまだ進んでいないというのが率直な印象です。

児童虐待に関するさまざまな相談や通報に対し、児童相談所は、子どもを守り、健やかな成長を支援するため、子どもとその家族にとっての最善の処遇をめざし、日夜懸命の努力を重ねています。今後は、虐待の実態を都民に理解していただき、地域の人々や関係機関との連携をさらに強め、虐待の予防・防止に努めていくことが求められます。

そのためには、「児童虐待」に最も深く関わり、その内容を把握している児童相談所自らが、その実態を明らかにしていくことから始めていく必要があります。その中で、子育ての文化が果たして変容しているのか、日本の子育てはどういう現状にあるのかも、自ずから明らかになることででしょう。こうした考えから、東京都は全国で初めて児童相談所が取り扱った児童虐待事例の詳細な実態分析調査を行い、公表することとしました。

本書は、平成12年度における都内11の各児童相談所で取り扱ったすべての児童虐待の相談受理事例1,940件について、児童票などに基づき、分析調査を試み、その結果を取りまとめたものであり、いわば「児童虐待白書」ともいうべきものです。この調査結果が、児童問題のさらなる理解と今後の取り組みに資するものとなることを期待したいと思います。

平成13年10月

東京都福祉局長 前川 耀 男

児童虐待の実態 — 東京の児童相談所の事例に見る —

本書を読むにあたって

【児童虐待の定義】

平成12年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)では、児童虐待を次のように定義しています。

- 1 「保護者」が行うものであること
「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現実的に監督、保護している者をいいます。
- 2 「児童」に対するものであること
「児童」とは、18歳に満たない者をいいます。
- 3 次に掲げる行為をすること
 - (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること
 - (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
 - (4) 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

これらの行為について、具体的に説明します。

(1)は、「身体的虐待」とよばれています。例として、

1. 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為
2. 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬の戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為

などがあげられます。

(2)は、「性的虐待」とよばれています。例として、

1. 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
2. 性器や性交を見せる
3. ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する

などがあげられます。

(3)は、「養育の放棄・怠慢(ネグレクト)」とよばれています。例として、

1. 子どもへの健康・安全への配慮を怠る
2. 子どもに対して継続的に無視し続けるなど子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない
3. 食事、衣服、住居などの極端に不適切で健康状態を損なうほどの無関心・怠慢

などがあげられます。

(4)は、「心理的虐待」とよばれるものです。例として、

1. ことばによる脅かし、脅迫をする
2. 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
3. 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
4. 子どもの自尊心を傷つけるような言動をする
5. 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする

児童虐待の実態
— 東京の児童相談所の事例に見る —

本書を読むにあたって**【児童相談所が行う主な処遇】**

児童相談所が、児童福祉法(以下「法」という。)等に基づいて、子どもの処遇を行うもののうち主なものは次のとおりです。

- 1 施設入所等(法第27条1項3号、第28条等)
児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等の児童福祉施設へ入所措置をするもの。または、里親に養育を委託するもの。
原則として保護者の同意を得て行いますが、どうしても同意が得られないときは、家庭裁判所の審判(平成12年度は10件)を得て行います。
- 2 児童福祉司指導(法第27条1項2号等)
行政処分としての措置により、児童福祉司が、直接保護者や子どもに対して指導を行うもの。
児童相談所への通所を義務付けるなどの方法で指導を行います。
- 3 継続指導(法第15条の2)
保護者や子どもに対して、同意を得て継続的に指導・援助を実施するもの。児童福祉司や心理職員、またはボランティアであるメンタルフレンドなどが保護者や子どもに指導・援助を行います。
- 4 助言指導(法第15条の2)
保護者や子どもに対して適切な助言を行い、問題の解決をみたり、他の機関と保護者などとの関係ができたことなどにより、児童相談所としては関与を終了するもの。

【調査対象及び調査手法】

この調査は、平成12年度に都内の11の児童相談所で虐待を主訴として受理した1,940件の全相談事例について調査したものです。

分析に当たっては、児童相談所に調査用紙を配布し、アンケートによる回答について集計、クロス分析を行いました。また、全事例について、児童票、面接記録票等を集め、現場で実務に携わっている児童相談所長、児童福祉司、心理職員、児童精神科医、相談係職員等により分析を行いました。

1,940件のうち、電話相談のみで終了しているものなどを除くと1,618件となります。さらにそのうち、児童相談所の調査の結果、虐待ではなかったものが376件ありました。

子どもについては、これを除いた1,242件について分析を行いました。

また、親については、子どものきょうだいによる重複を除いた1,040件について分析しました。

調査時点は、原則として平成13年5月1日としています。ただし、それ以前に都外に転居していたりした場合にはその時点での内容となっています。

表やグラフの数字の中で、前記1,242件または1,040件と合わないものがありますが、これは調査時点で調査中のもの又は調査を行っても不明だったものを除いたものです。不明の数字が大きい場合等については、グラフ等にその旨を表示しています。

さらに、児童虐待に典型的に見受けられるケースについて、実際に児童相談所で取り扱った事例をもとに例示しています。ただし、内容については、プライバシー保護等のために加工するなど、事例が特定されないようにしています。

第1章東京における児童虐待の概況(この章の概要)

- 児童相談所によせられた児童虐待の相談件数は、この10年間で15.4倍に急増しています。特に、この2年間は大幅に増加しています。
平成12年度に、児童相談所が相談を受けた件数は、1,940件あり、電話相談のみで終了しているものを除くと1,618件でした。
そのうち、調査の結果虐待でなかったものが376件(23.2%)です。
これを差し引いた、虐待を受けた子どもの数は1,242人でした。
これは、東京の子ども人口1,000人当たりになると0.7人の割合となります。また、東京の特徴として、「近隣知人」からの虐待通報が多く、近年さらに大幅に増加しています。虐待通報の増加は、このような社会の児童虐待への関心の高まりから来る要素が大きいものと思われます。
- 虐待を受けた子どもの男女比はほぼ同じで、この傾向は、ここ数年変化がありません。
また、年齢分布では、2歳から8歳(小学3年生)までが多く、全体の6割を占めています。2歳から4、5歳にかけては、食事や排泄等の身の自立が発達上の課題となり、また、同時に子どもが自己主張し始めるため、親が子育てについてあせりやとまどいを感じるが多くなり、虐待につながると考えられます。
- 1年以上の期間虐待を受けた子どもは、全体の約43%でした。
虐待の期間が長くなると、子どもへの心身の影響が深刻なものとなってきます。
保育所や学校など子どもに接する機会の多い機関を中心とした早期発見と、子ども達へのケアが課題です。
- 虐待の種類でみると、最も多いのは、「身体的虐待」で、全体の5割を占めます。
身体的虐待には、打撲傷やあざが多く見られ、重症の虐待にまでつながるものも100件近くあります。
虐待の重症度でみると、「軽度虐待」「虐待の危機あり」など比較的軽症の虐待が合わせて約54%と半数以上を占めます。
他方で、「生命の危機あり」ケースが36件あり、そのうち20件(55.6%)は家庭にいる乳幼児で、外からの目が届かないところで、重大な危険が生じています。

(1)児童相談所によせられた相談状況の概要

1.相談件数の推移～この2年間で約1,200件増加、10年前の15.4倍

児童相談所によせられる児童虐待の相談件数は、年々増加の一途をたどっています。特に、平成11年度以降の急激な増加が際立っています。

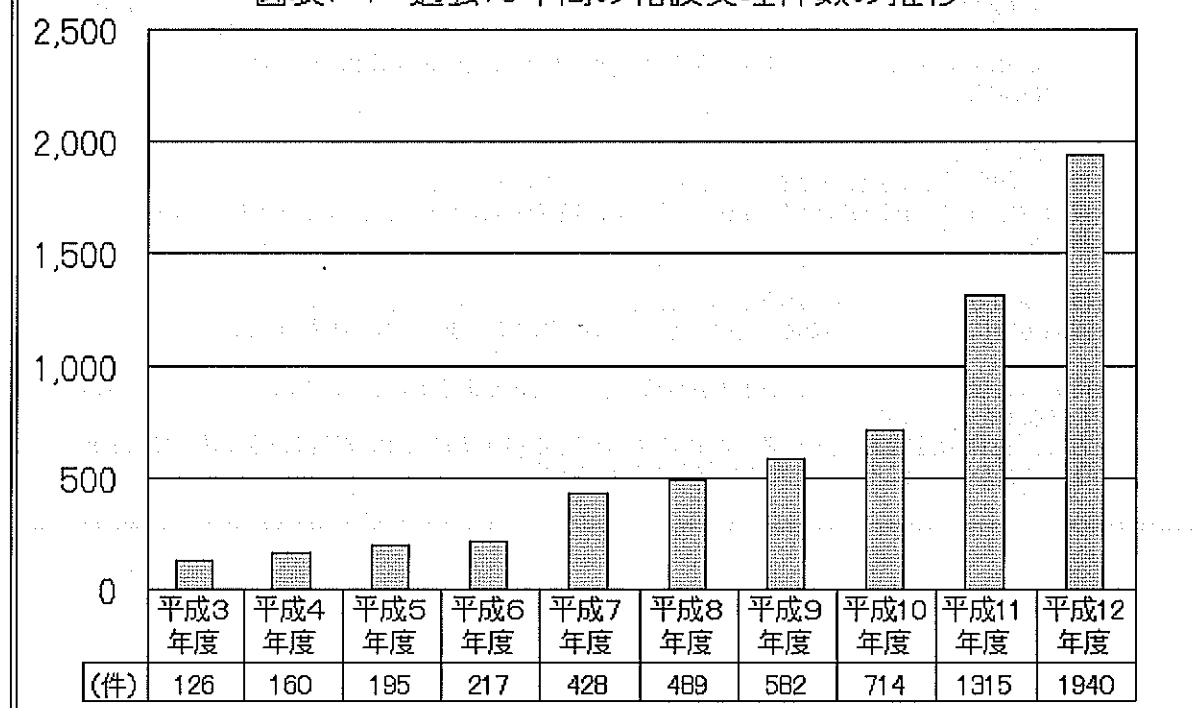
ここ10年間で、都の児童相談所の児童虐待の相談受理件数に大きな変化が見られ始めたのは、平成7年度です。それまで最も多かった平成6年度の217件が、平成7年度になって428件と約2倍に増加しました。

そしてその後、平成10年度までの間は、毎年50件から100件程度の割合で増え続けました。

しかし、平成11年度になり、前年度より約600件増の1,315件へと急激に増加し、そして、翌12年度においても同様の傾向が続き、この2年間で実に約1,200件の大幅な増加となっています。

この結果、急激に増え始めた平成7年度当時と比較しても約4.5倍、10年前と比べると実に15.4倍となっています。

図表1-1 過去10年間の相談受理件数の推移



(1)児童相談所によせられた相談状況の概要

2.相談受理件数の増加の原因～虐待に関する社会的な関心の高まりが大きい

こうした近年の児童相談所における相談受理件数の急増をどのように捉えるべきでしょうか。

平成8年度に全国児童相談所長会で、児童虐待の状況について調査していますが、そのときの第一発見者の割合を比べてみますと、いくつか特徴的なことがあります。

第一に、平成8年度の全国と東京との状況の比較では、東京は、全国に比べ「近隣知人」の割合が高く、「学校」や「虐待者本人」の割合が低くなっています。こうした傾向は、平成12年度にはさらに強まり、第一発見者の28.2%が「近隣知人」となっています。

「近隣知人」の発見の割合が高いのは、都市部の一つの特徴であると考えられます。その理由としては集合住宅が多いことなどから、近隣の空間的距離が近いため、虐待を発見する機会が多いこと、しかし、その一方で、日ごろの付き合いが希薄なため、直接本人に話をするのではなく、行政機関等に通報することで問題の解決を図ろうとすることなどが関係するものと思われます。

他方、近隣からの通報には「調査の結果虐待ではなかった」ものも多くみられます。平成12年度で「調査の結果虐待ではなかった」376件のうち253件が近隣知人からの通報でした(41ページ参照)。

このように、虐待の通報があった場合でも、虐待ではないことがありうることも念頭に置きながら調査をし、プライバシーの保護等にも慎重を期す必要があります。

第二に、保育所・幼稚園、保健所の割合が増えていることです。

乳幼児に対する虐待は深刻な事態を招くこともあります。マスコミ報道などにより、乳幼児と接することの多い機関の関心が高まり、発見件数の増加に結びついているものと考えられます。

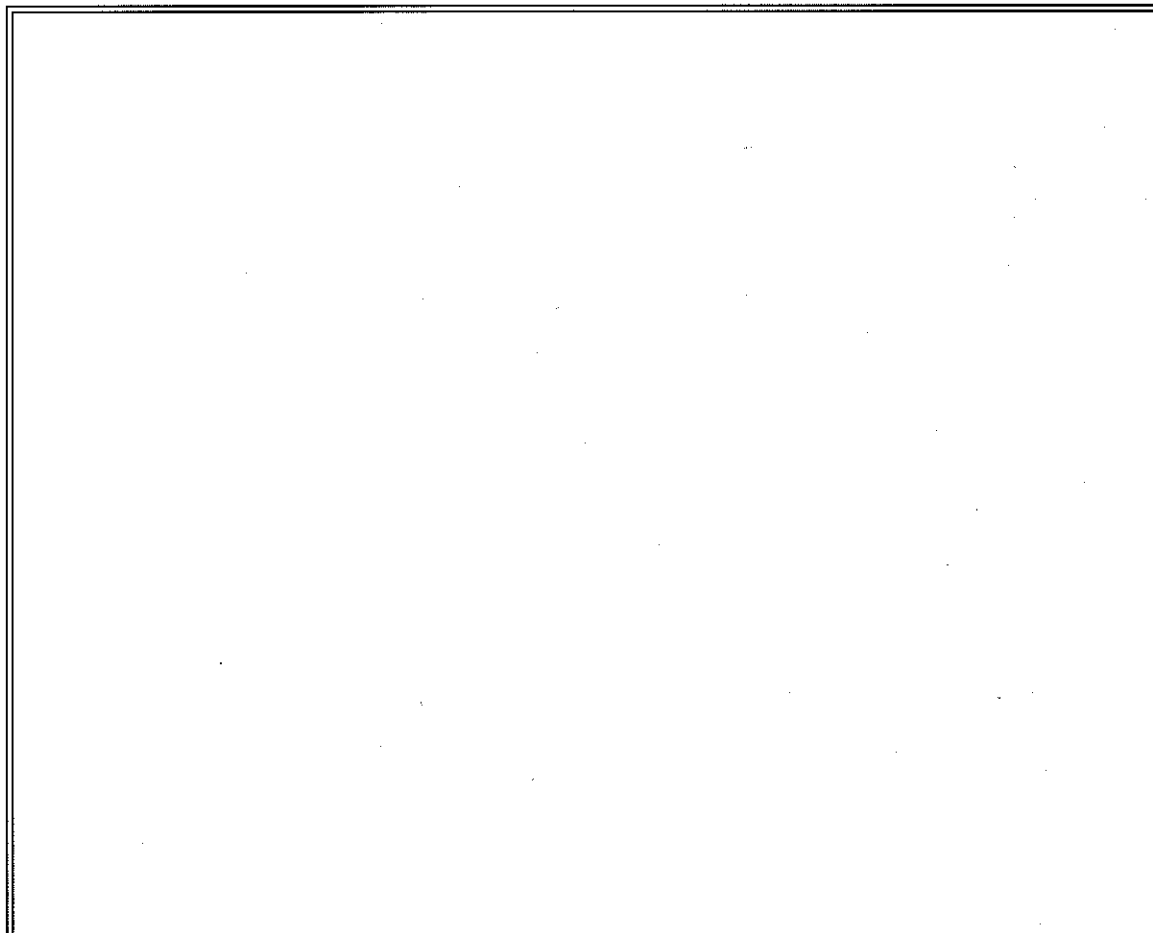
第三に、家族・親族からの通報の割合が減少していることです。

これは、家族・親族からの通報の件数は増えているのですが、それ以上に「近隣知人」や関係機関からの通報が急増しているため、相対的に比率が低くなっているものです。

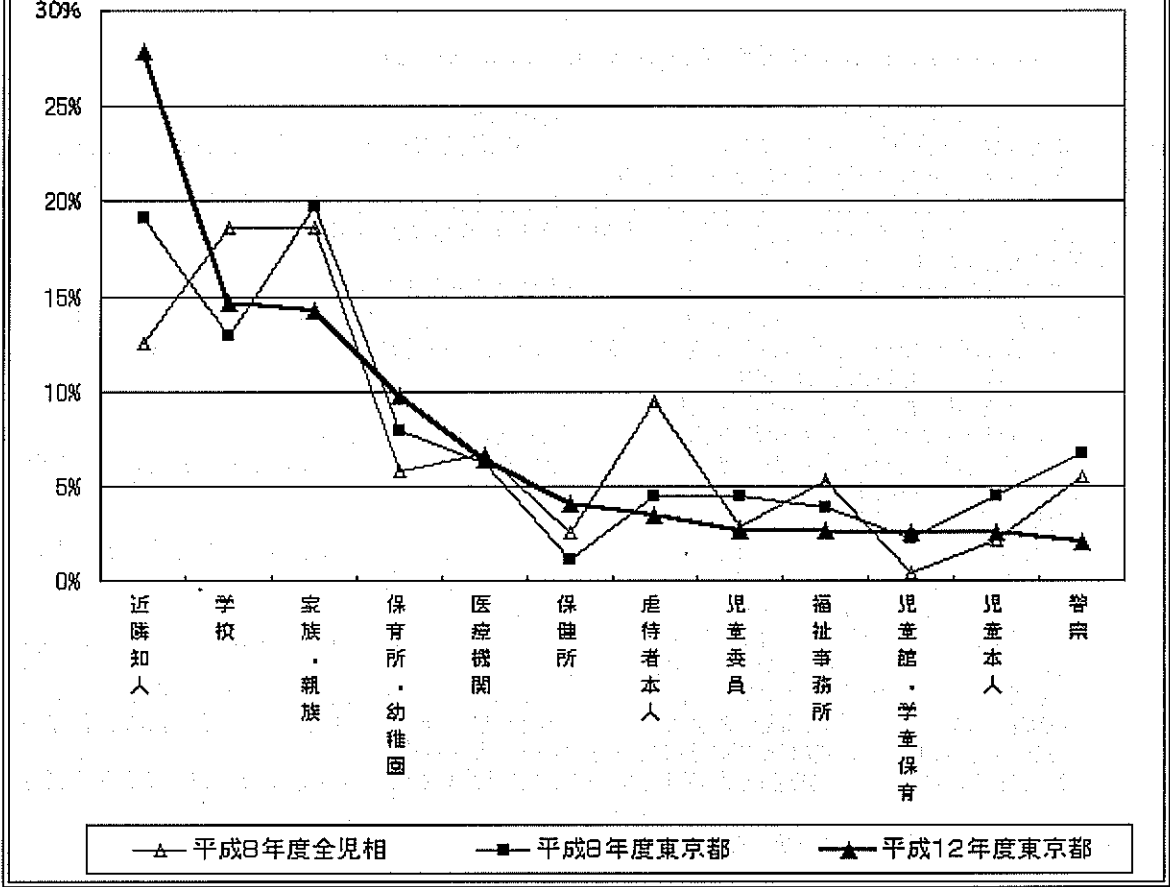
こうしてみると、相談受理件数が増えているのは、「虐待」そのものが必ずしも飛躍的に増えているのではなく、むしろ、子どもの問題に対する周囲の意識や認識が高まり、その結果、「気づき」や「発見」の活発化による「掘り起こし現象」が生じ、件数の増加につながっているのではないかと考えられます。

いずれにせよ、虐待に対する社会的な関心が高まるなかで、相談受理件数は今後も増加していくことが予想されます。

以下、平成12年度に都内の児童相談所で相談を受理した事例について、詳細にみていくこととします。



図表1-2 第一発見者の比較



(2) 虐待の状況

1.虐待相談受理件数の内訳～虐待を受けた子どもは1,000人に0.7人

平成12年度に、都内の児童相談所に寄せられた1,940件についてみると、都の電話相談室「4152(よいこに電話)」などに相談があり、電話で助言をして解決をみたものが、322件ありました。電話相談は、母親からの相談が多く、内容も食事、睡眠、排泄等育児に関するものなど適切な助言をすることで問題解決にいたったものがほとんどです。

児童相談所では、こうした電話相談ケースを除いた1,618件を一般相談として受理し、それぞれの事例について調査を行いました。

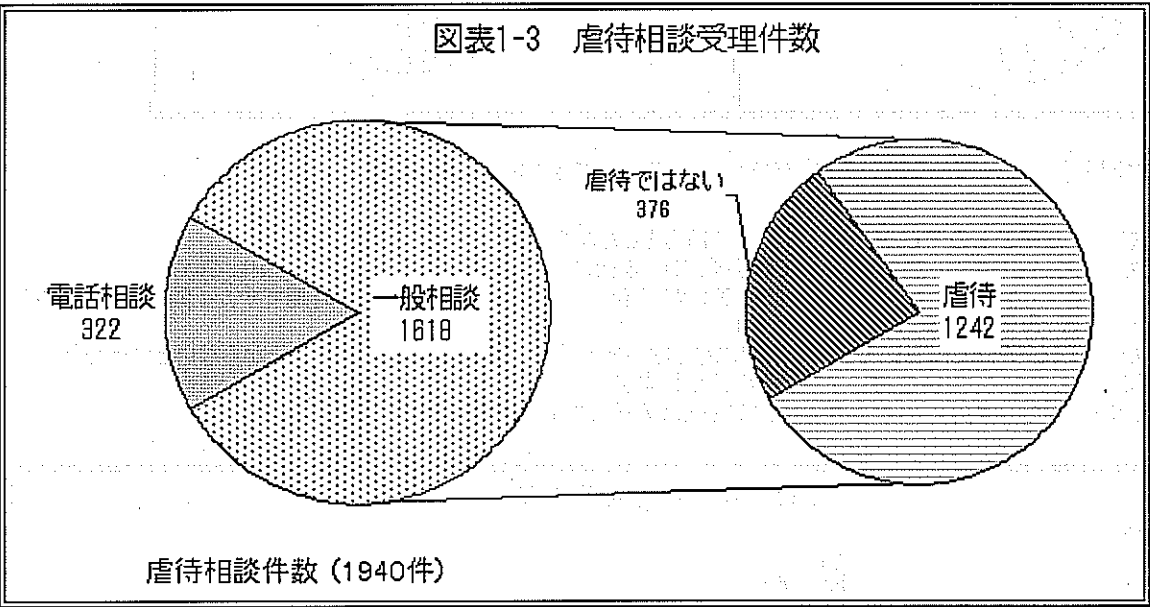
その結果、虐待の事実が認められなかったり、通報内容があいまいで、家庭が特定できないなど虐待が認められなかったものが376件ありました。

これを除いた、相談受理件数は1,242件であり、この人数の子どもが虐待を受けたことになります。

都の子どもの人口(18歳未満)は、1,759,195人(平成12年1月、「住民基本台帳」による。)ですから、虐待を受けた子どもは、1,000人に0.7人の割合となっています。

虐待は、どこにでも存在すると言われ方がされ、かえって育児にかかわる母親を不安に陥れています。このような数字を冷静に受け止める必要があります。

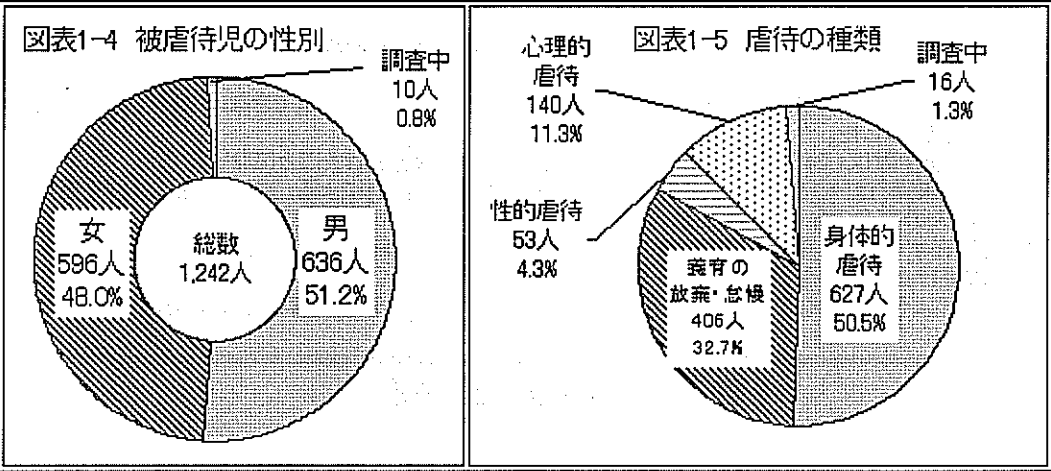
児童虐待の問題は、このように数的なことをいわずに強調するのではなく、その内容を正確に理解し、対応することが重要です。



(2) 虐待の状況

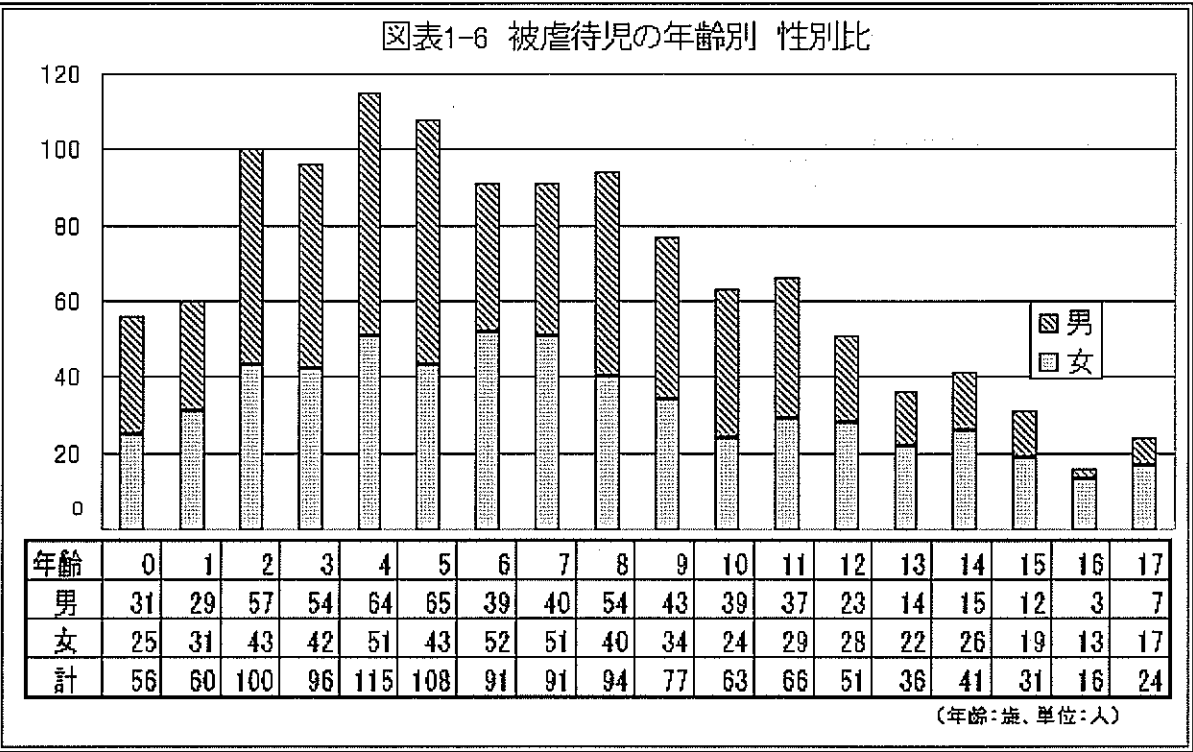
2.被虐待児の性別、虐待の種類～男女差はほとんどない、身体的虐待が圧倒的に多い

性別でみると、男子がやや多いものの、ほとんど男女の差はありません。
虐待の種類は、「身体的虐待」が最も多く50.5%、次いで「養育の放棄・怠慢」が約32.7%で、この二つで全体の8割強と虐待の大部分を占めています。



3.被虐待児の年齢分布～2歳から8歳までが多く、この層で全体の6割弱

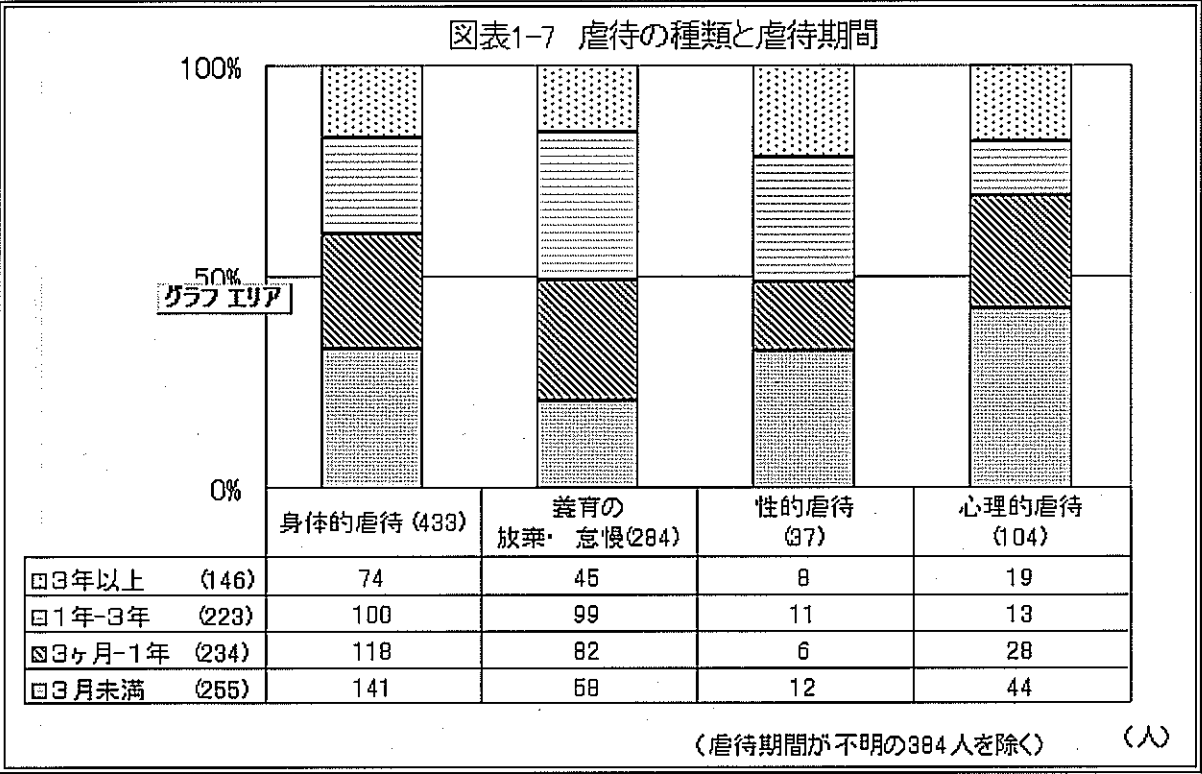
虐待を受けた子どもの年齢分布は、4歳児を頂点としたなだらかなカーブを描いています。
そのうち、2歳から8歳(小学3年生)までが多く、この年代に全体の6割弱の子どもが集中しています。
2歳から、4、5歳にかけては、食事や排泄等の身辺自立が発達上の課題となる時期ですが、同時に、子どもの自我が芽生え、自己主張をし始める時期です。
このため、親が子育てにおいて思いどおりにならないあせりや、子どもへの接し方が分からないといったとまどいを感じる事が多く、虐待を生じやすいと考えられます。
また、未就学児では男子の比率が高く、12歳以上の子どもでは女子の比率が高くなっています。



(2) 虐待の状況

4.虐待の期間

ア 虐待の種類と虐待の期間～1年以上虐待を受けている子どもは369人(43%)、早期発見が課題
どの位の期間虐待を受けているかをみると、3年以上の長期にわたり虐待を受けている子どもが146人もいます。
また、これを「1年以上」にまで広げてみると369人、割合では43.0%の子どもが長期にわたり虐待を受けていました。
特に、「養育の放棄・怠慢」と「性的虐待」では半数が、「身体的虐待」でも4割以上が1年以上の長期間の虐待を受けています。
外見上発見しやすい「身体的虐待」や、子どもの服装や健康状態などから周囲による発見が可能な「養育の放棄・怠慢」でも、これだけ長期間虐待が発見されない状況となっています。
虐待を受ける期間が長くなると、子どもの心身に対する影響が深刻なものとなってきます。
虐待をいち早く発見し、防止していくためには、日常子どもに最も接する機会の多い学校や保育所、幼稚園などが、子どもの状況を的確に把握し、シグナルを見落とさないことなど虐待への理解と関心を深めていくことと早期の介入が重要です。



(2)虐待の状況

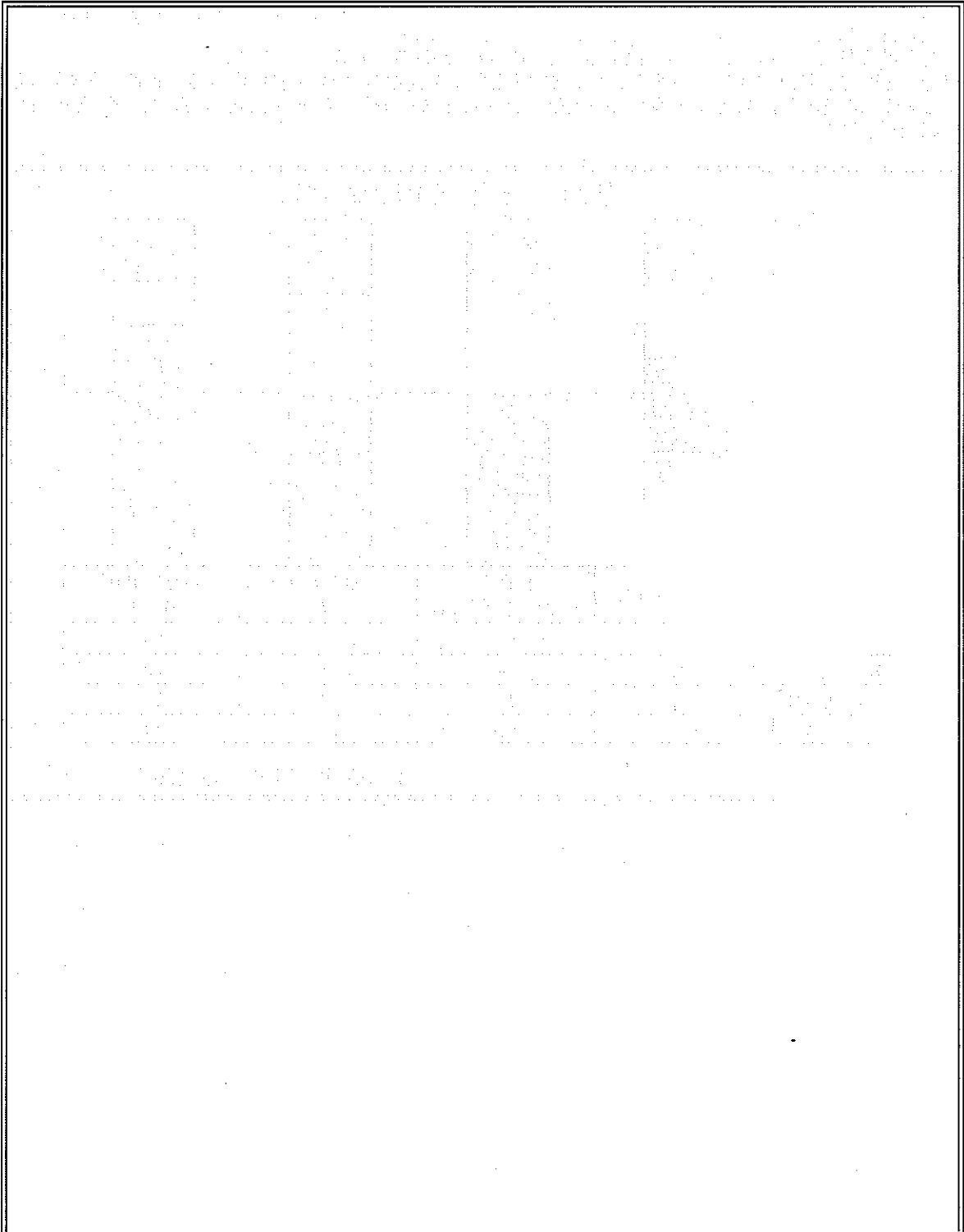
4.虐待の期間

イ 年齢と虐待期間～11歳児では3分の1の子どもが3年以上虐待を受けている

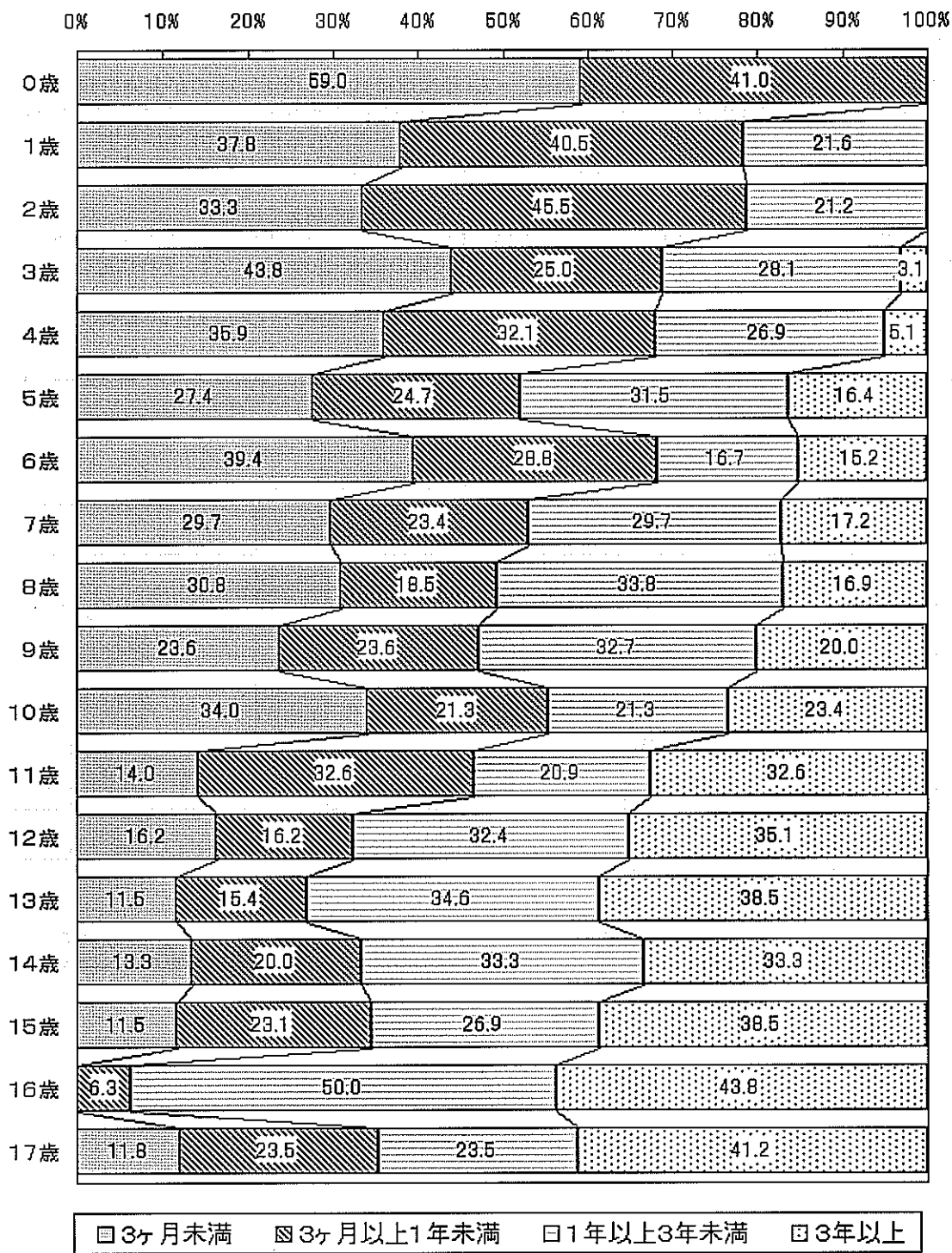
年齢と虐待期間の関係をみると、概ね年齢が高くなるにつれて、虐待を受けた期間が長くなっています。

3年以上虐待を受けた子どもの割合についてみると、5歳児から急に増加しています。つまり、2歳の頃から虐待を受けることが多くなることを示しています。

また、11歳児では、3年以上は全体の3分の1程度へと大幅に増加し、年長になるにつれ、さらにその割合が高くなっています。



図表1-8 児童の年齢別虐待の期間



(2)虐待の状況

5.重症度

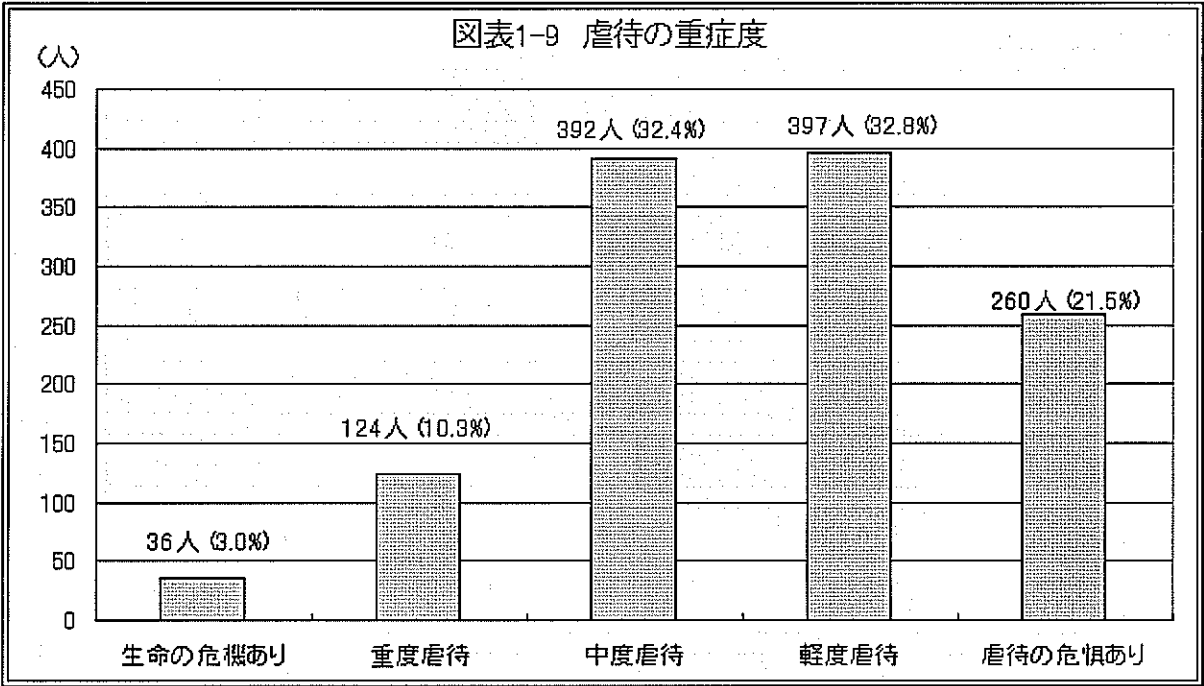
ア 虐待の重症度別件数～「生命の危機あり」が36件、一方「軽度虐待」以下の軽症のものが全体の54%

虐待の重症度では、「身体的虐待」等によって、生命の危機に関わる傷害を受けたり、「養育の放棄・怠慢」等のため、衰弱死の危険性があるなど「生命の危機あり」となるケースが年間36事例も発生しています。

また、児童相談所などの介入が行われないと、子どもの健康や成長・発達に深刻な影響が考えられる「中度虐待」以上が約46%とおおよそ半数近くにのぼりました。

一方、「軽度虐待」と「虐待の危機あり」は合わせて約54%と全体の半数を超えています。「虐待の危機あり」は、親はしつけども思っている周囲からは虐待と考えられる程度に達しており、それに親が気づいていないもの、客観的には虐待といえる程度の暴力や養育の放棄・怠慢がなくても、それに近い行為があり、親自身にも自覚があるものなどがあります。

これらについては、早い段階で児童相談所が関与したり、地域において家庭への支援を行うことで、虐待の予防や、重症化への進行を防止することが可能です。



(参考)

【虐待の重症度】

この調査では、子どもへの虐待の身体的、精神的影響などにより、虐待の程度を次のように分類しました。

1 生命の危機あり

「身体的虐待」等による、生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの

2 重度虐待

今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、一時的分離、第三者による訪問指導、入院等が必要なものの

1. 継続的に医療を必要とするほどの外傷がある(幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある)
2. 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない
3. 明らかな性行為がある
4. 家から出してもらえない、部屋に閉じこめられている

3 中度虐待

継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なものの

1. 今までに慢性的にあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けていたり、長期にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒的問題が残りそうである
2. 現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される
3. 親に慢性的な精神疾患(分裂病、うつ病、精神遅滞、アルコール、薬物依存など)があり、子どもの世話ができない
4. 乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている

4 軽度虐待

実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられないもので、継続指導等のある程度継続した関与が必要なものの

1. 外傷が残るほどではない暴力
2. 子どもの健康問題を起こすほどではないが「養育の放棄・怠慢」の傾向がある(例:子どもの世話が嫌で時々ミルクをあげないことがある)

5 虐待の危惧あり

暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、または状況等からそのおそれがあるもので、助言による指導等が必要なものの

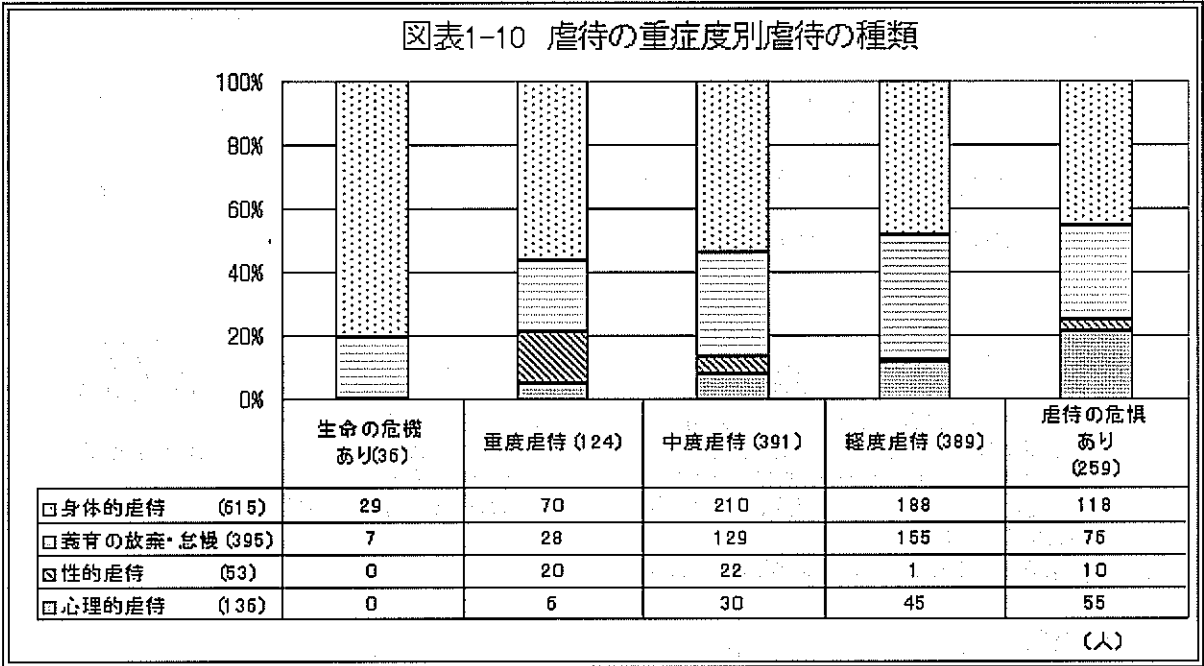
(2)虐待の状況

5.重症度

イ 重症度別虐待の種類～重症のものは、「身体的虐待」が多い

重症度別に虐待の種類をみると、重症度が増すにつれて「身体的虐待」の占める割合が多くなっており、特に「生命の危機あり」では、80.5%と際立っています。

「身体的虐待」で最も多いのは、打撲傷やあざですが、重度の場合には、頭部骨折、重篤な火傷、刺し傷などがみられます。また、タバコの火による火傷が乳幼児にしばしば見受けられることがあり、虐待の特徴的なサインとして注意が必要です。しかし、「身体的虐待」でも、親も子どもも虐待を否定することが多く、医師による明確な診断が求められます。



(2) 虐待の状況

5.重症度

ウ 虐待の重症度と在学状況～「生命の危機あり」ケースの半数以上は「家庭にいる乳幼児」

在学状況別の内訳をみると、「生命の危機あり」では「家庭にいる乳幼児」が55.6%と非常に多いことが目立ちます。

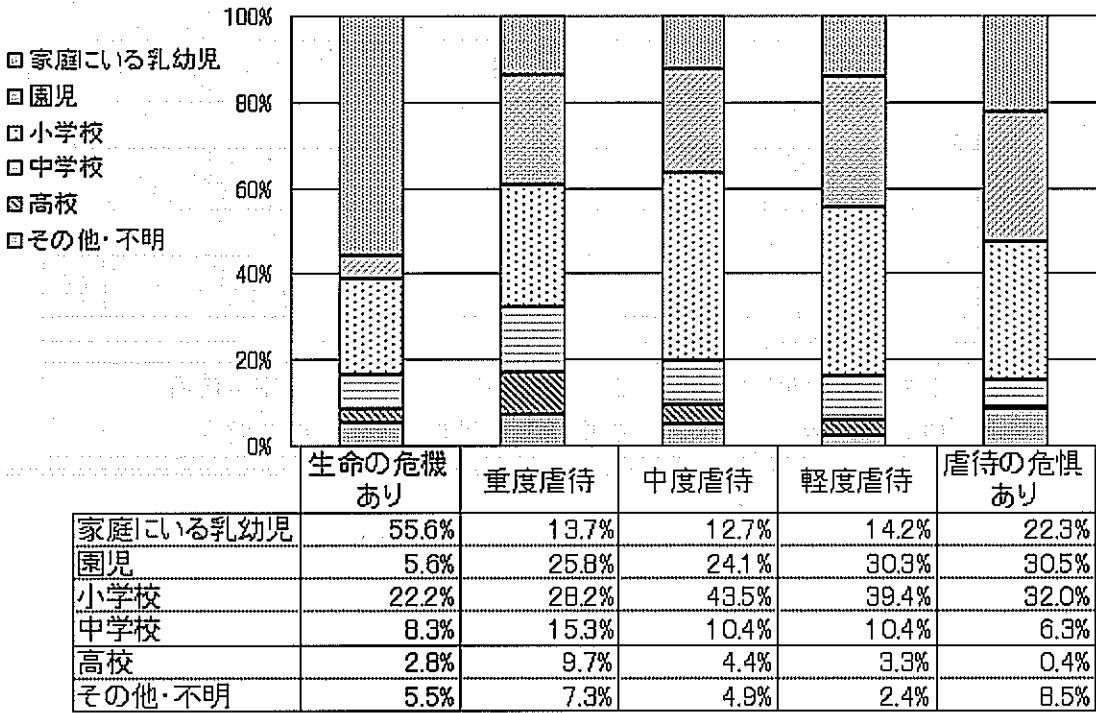
家庭といういわば密室の中でひとたび「身体的虐待」が行われると、肉体的にもきわめて弱い乳幼児は、生命の危機につながる危険性が高くなります。

他方、「虐待の危機あり」が、園児までの年齢にも2～3割程度の比率でみられ、子育てに悩む親が多いことがうかがえます。

「重度虐待」はどの年齢にもみられます。

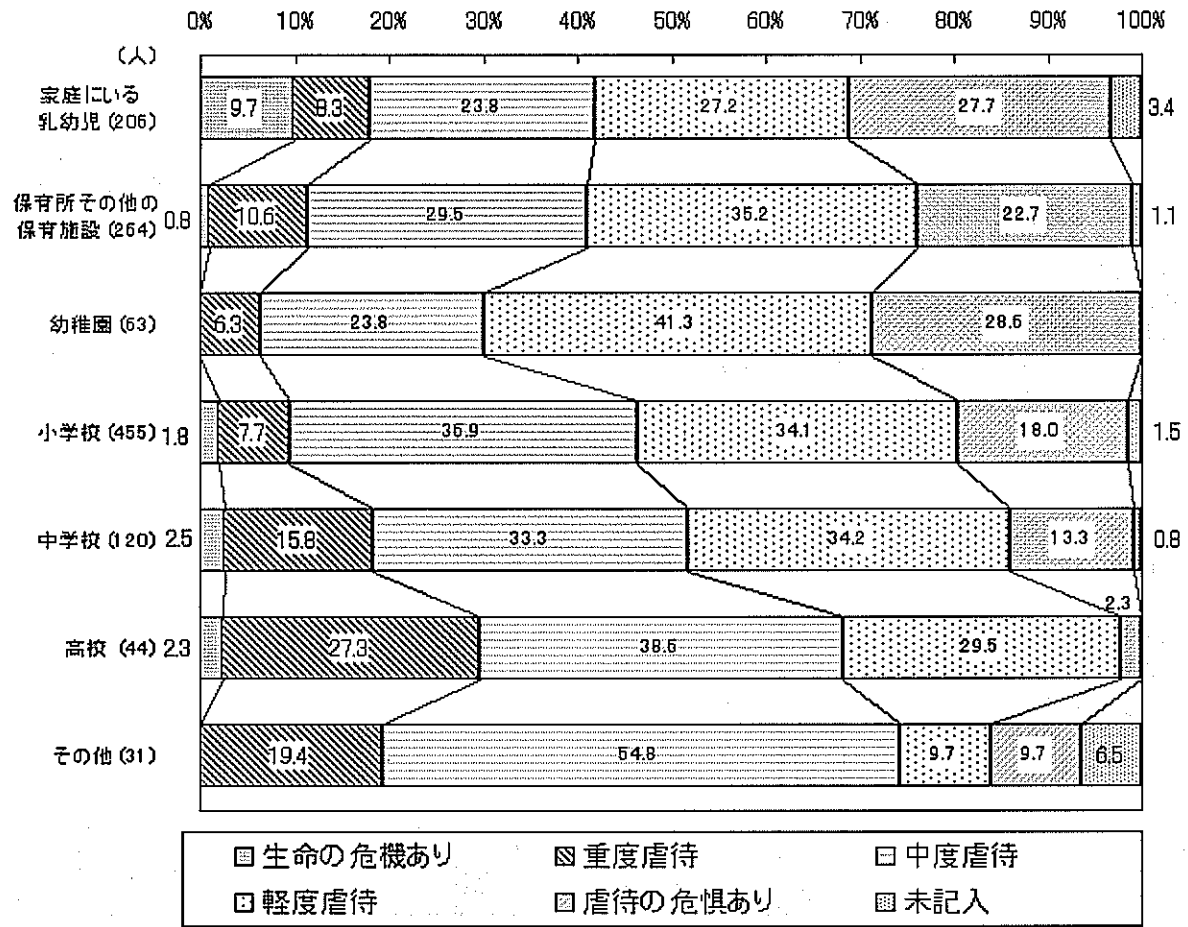
高校生は虐待の絶対数は少ないのですが、他に比べ「重度虐待」の比率が高いのは、この年代では性的虐待などの重い事例のみが児童相談所に通告されるためだと思われます。

図表1-11 虐待の重症度別在学状況



(割合は表頭の項目についてのもの)

図表1-12 在学状況別虐待の重症度



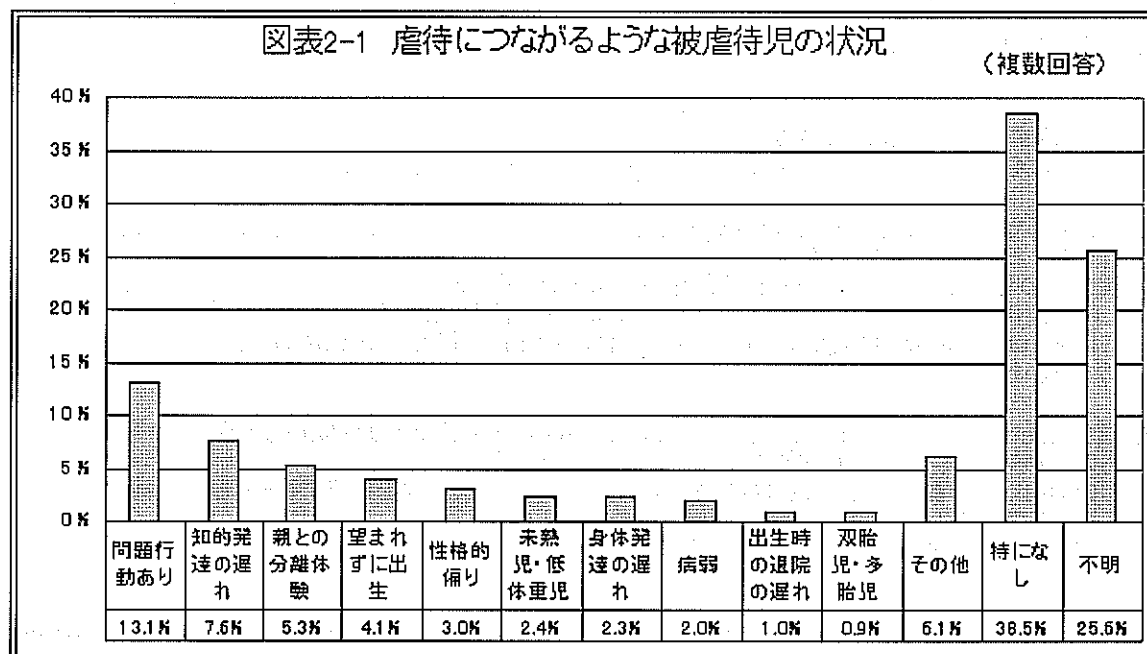
第2章 虐待を受けた子どもの特徴(この章の概要)

- 虐待を受けた子どもの、虐待につながるような要因をみると、「特になし」の子どもが約4割であり、虐待につながるような被虐待児の決定的な要因は見当たりません。
何らかの特徴がある子どもは約36%で、非行、盗みなどの「問題行動」や、「知的発達の遅れ」、「親との分離体験」、「望まれずに出産」の順に多く見られます。
これまで、「望まれずに出産」したケースは虐待につながりやすいと言われてきましたが、この調査ではそれほど高い値を示していません。
- 虐待を受けた子どもは、虐待の種類を問わず、不安や怯えやうつ状態などの「情緒的・心理的問題」を示すことが多くなっています。
子どもの心のケアのために、専門的な治療援助の体制整備が課題です。
- きょうだいがいる場合、「他のきょうだいも虐待されている者」と「一人だけが虐待されている者」の比率は、およそ3:2になっています。
実父母の場合は、他のきょうだいにも虐待を行うことが多くなっていますが、養・継父母など子どもと血縁関係がない場合には、特定の子どものみに虐待を行う場合が多くなっています。
これは、血縁関係のない場合には「なつかない」などの理由で特定の子どものみが対象になるものと思われます。
- 虐待を受けても、虐待を行った親と同居したいと望んでいる子どもが約23%あり、そうでない子どもの約16%よりも多くなっています。
この傾向は低年齢の子どもほど強く、小学校高学年でも親との同居を希望する子どもは、拒否する子どもの2倍以上います。
親子分離は子どもに対する、心理的な影響が強く、それが必要な場合にも子どもの納得を得るためのていねいな対応が必要です。

(1)虐待につながるような被虐待児の状況～特に特徴的なものは見受けられず、「望まれずに出生」は約4%にすぎない

虐待を受けた子どもの状況についてみると、特に虐待につながるような特徴が見受けられない子どもが4割近くでした。

何らかの特徴が見受けられた子どもは、約36%でした。その中では、盗みや家出、引きこもりなどの「問題行動あり」が13.1%ありました。「知的発達の遅れ」が7.6%、「親との分離体験」が5.3%と続いています。「望まれずに出生」は4.1%で、一般に言われるほど高い値を示していません。



(2)虐待を受けた子どもの精神状況～不安や怯え、うつ状態などの「情緒的・心理的問題」を示す子どもが多い

児童相談所の心理職員が、子どもの心身の状況について心理診断した結果をみると、不安や怯え、うつ状態などの「情緒的・心理的問題」を示す割合がどの虐待種類においても高く、なかでも「身体的虐待」や「性的虐待」の場合は高くなっています。

「養育の放棄・怠慢」や「心理的虐待」の場合には、食行動や日常生活に支障をきたす「行動上の問題」を起こす割合が高くなっています。

また、3割近くの子どもは、特に精神的な影響がみられません。

図表2-2 虐待を受けた子どもの精神状況 (複数回答)

	調査数	知的発達の遅れ	情・緒・心理的問題	強い攻撃性	行動上の問題	社会的問題行動	特になし	不明等
身体的虐待	627	27 4.3%	163 26.0%	52 8.3%	87 13.9%	68 10.8%	208 33.2%	140 22.3%
養育の放棄・怠慢	406	25 6.2%	63 15.5%	22 5.4%	70 17.2%	63 15.5%	147 36.2%	97 23.9%
性的虐待	53	3 5.7%	11 20.8%	2 3.8%	5 9.4%	9 17.0%	12 22.6%	18 34.0%
心理的虐待	140	4 2.9%	21 15.0%	6 4.3%	26 18.6%	10 7.1%	50 35.7%	39 27.9%

典型事例1

「実父による性的虐待」

両親の離婚後、児童は祖父母と暮らしていたが、中学2年のとき、帰省した父から性的関係を強要された。中学校卒業後、父と一緒に暮らし始め、妊娠し、中絶した。

児童は警察に相談し、児童相談所に通告があった。児童の精神的・心理的な影響が大きいため、一時保護後、児童は児童養護施設に入所した。

◆家族状況

実父(46歳) 20歳で上京。以来、会社員。

実母(43歳) 児童が4歳の時、借金を作って家出。その後、所在不明。

児童(16歳・女)

◆経緯

- ◆○ 児童が4歳のとき、父母が離婚し、児童は祖父母とともに、地方のある都市で生活を始めた。父は、単身で東京で生活していましたが、中学2年の冬、帰省した時に児童に性的関係を強要し、その後もたびたび性的虐待を加えました。

中学校卒業後、父が迎えに来て、児童は上京し、父との共同生活が始まりました。同居して半年後に妊娠しましたが、父が金を出し、中絶しました。

その後は、性的関係を拒否していますが、父が身体を触ったり、布団に入って来ようとするため、夜も安心して眠れない日々が続いていました。

- 児童は、父との同居生活が疎ましくなり、意を決して警察署に出向き相談し、警察から児童相談所に通告がありました。児童相談所は、児童を直ちに一時保護しました。
- 児童に、父の処罰についての意向を聞いたところ、「このことで父が捕まると、田舎の祖母が心配するので、父を処罰することは望まない」とのことでした。
- 心理診断をしたところ、児童には、これまでのことが強い心的外傷体験となっており、ストレスに弱く、今後の生活でも周囲の大人の細やかな支援が必要であるとの結果が出ました。
- 実父による性的虐待は、再発予防が困難であり、また、児童への精神的な影響が非常に大きいため、家庭復帰は困難です。児童も希望し、また、父も承諾して、児童養護施設に入所しました。

(3)きょうだいへの虐待の有無

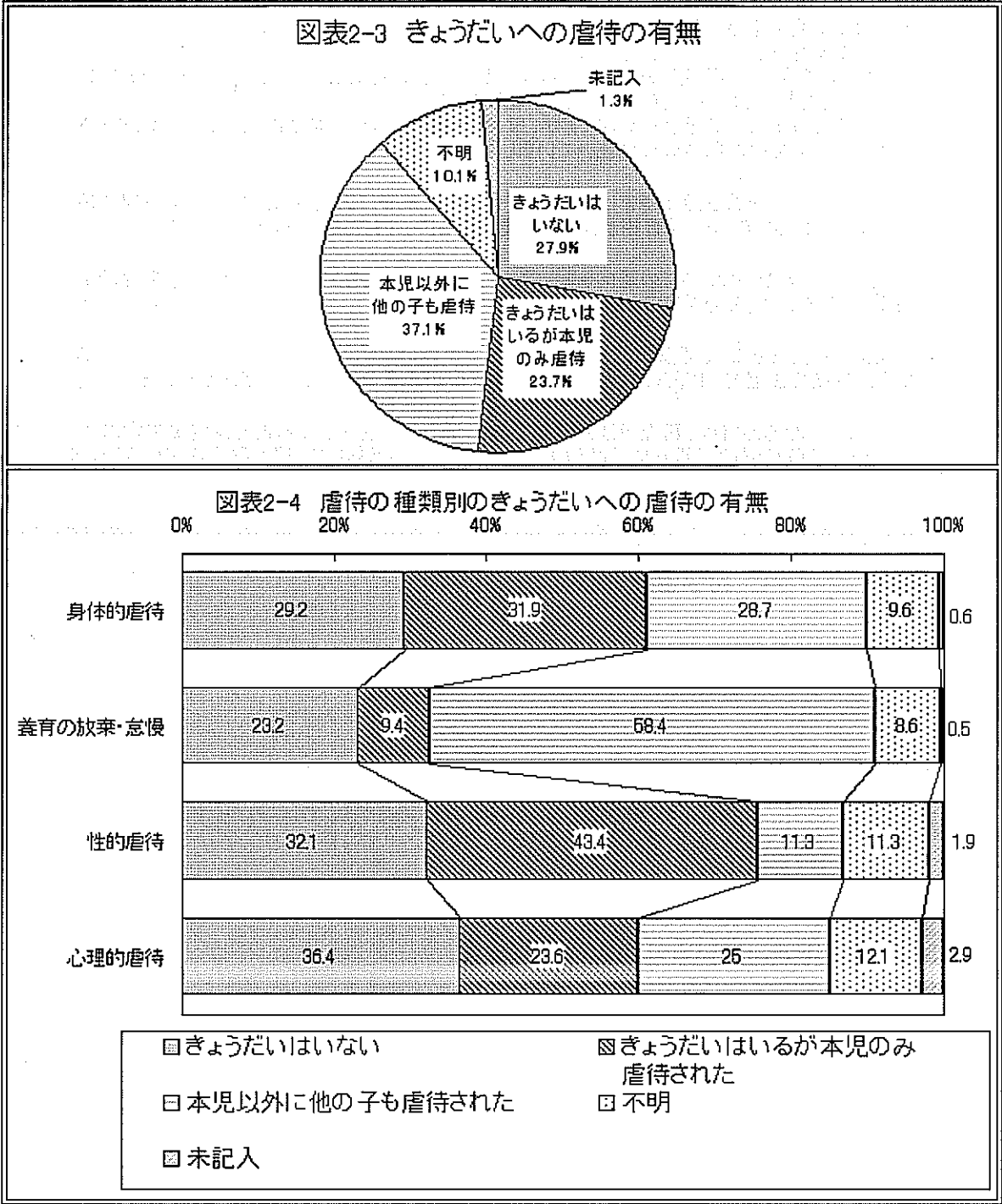
1 きょうだいへの虐待の有無、虐待の種類
～「養育の放棄・怠慢」は、他のきょうだいも虐待されることが多い

虐待を受けた子どもで、きょうだいがいる割合は、全体の60.8%ですが、そのうちの、約6割が他のきょうだいも虐待を受けています。

「身体的虐待」と「心理的虐待」では、ひとりだけ虐待を受けた場合と、他のきょうだいも虐待を受けた場合の差はほとんどありません。

しかし、「養育の放棄・怠慢」は、他のきょうだいも虐待を受ける場合が、ひとりだけ虐待を受けた場合の約6倍と圧倒的に多くなっています。

「身体的虐待」や「心理的虐待」は、親と子どもの関係に注目して支援することが可能ですが、「養育の放棄・怠慢」は家族の生活環境の改善を図るなど、主として親の養育能力に対する支援が必要です。



(3)きょうだいへの虐待の有無

2 虐待者別のきょうだいへの虐待
～実父母は他のきょうだいにも虐待を行うことが多いが、養・継父母は一人だけを虐待することが多い～

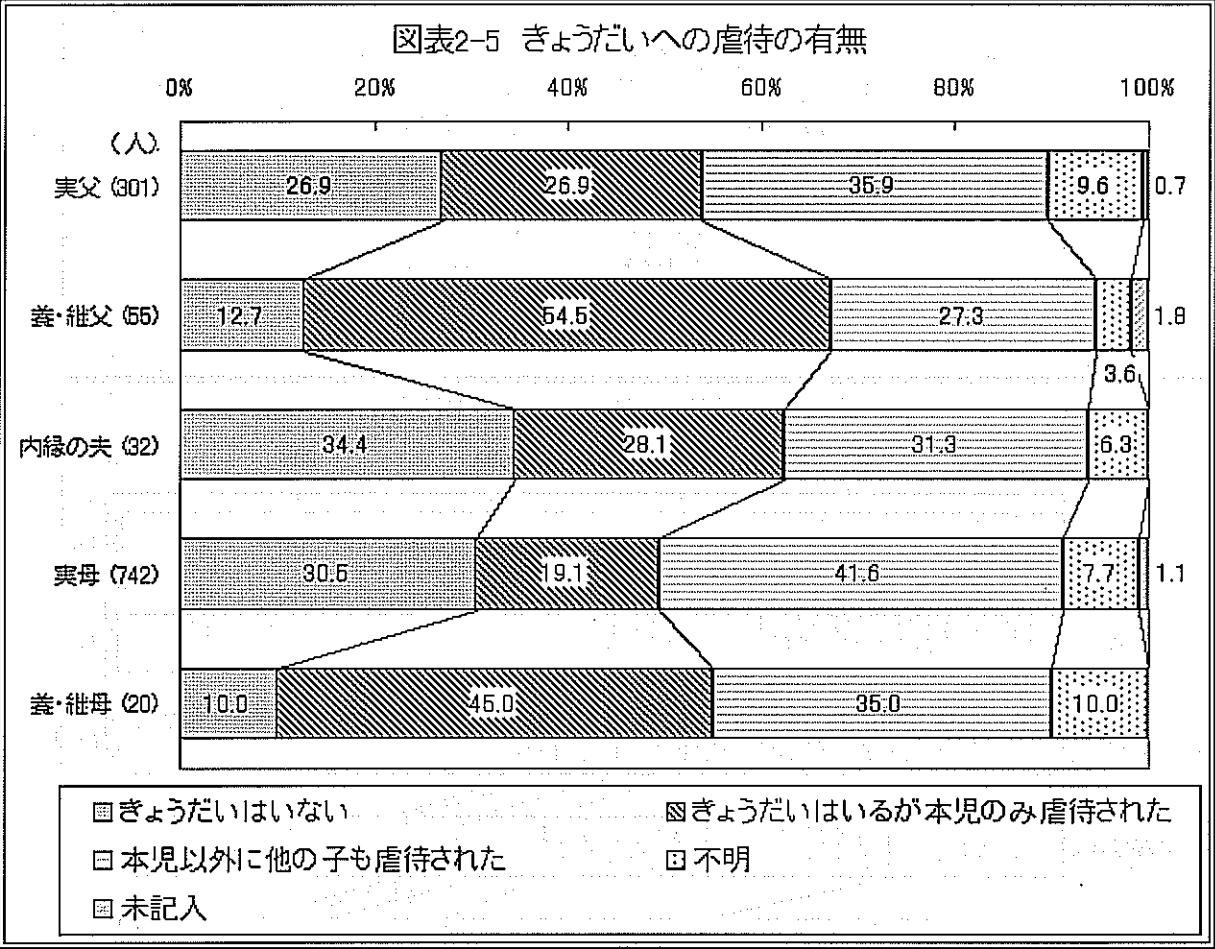
虐待を行った者が、実父や実母の場合には、他のきょうだいに対しても虐待を行う割合が高くなっています。特に、実母の場合には、「本児のみ虐待された」ものが19.1%であるのに対し、「他のきょうだいも虐待された」ものが41.6%となっています。

これに対して、虐待を行った者が養・継父、養・継母など血縁関係がない者の場合には、特定の子どもに対して虐待を行うことが多くなっています。

これは、実父や実母のいわゆる「連れ子」に対する虐待が行われることがこうした結果につながっているものと思われま

す。

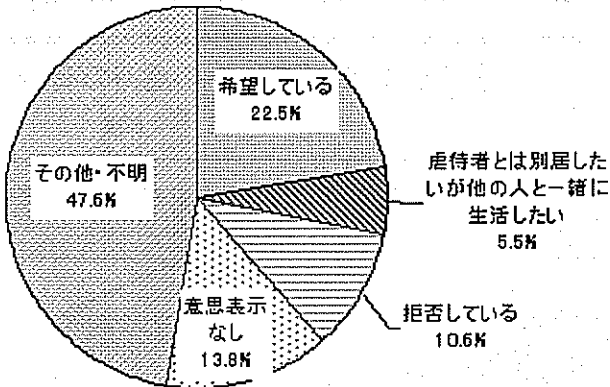
「子どもが自分になつかない」、「きちんとしつけを行う」という理由で虐待が行われるケースがしばしば見られます。そうした場合には、「連れ子」が複数いても、特定の子どもだけが虐待を受ける例が見受けられます。



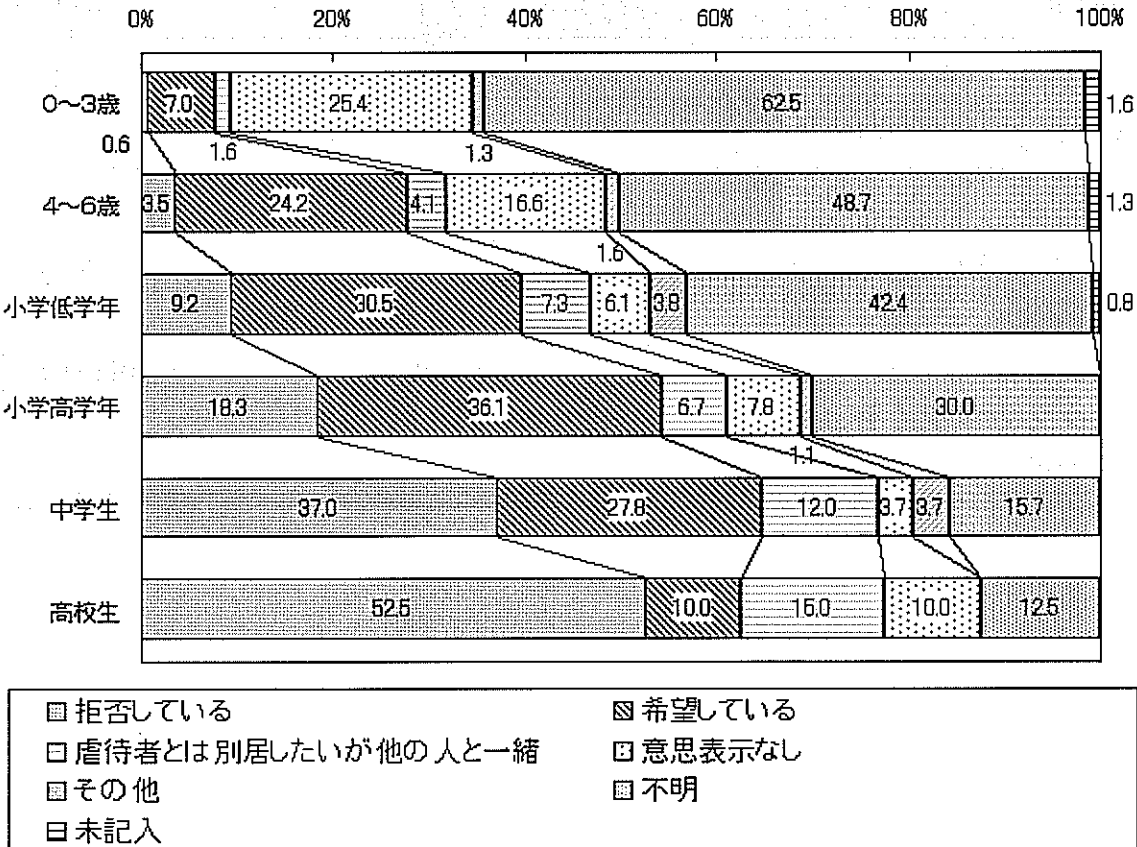
(4)親との同居の意向の有無～虐待した親と一緒に生活したいと望む子どもは望まない子どもよりかなり多い

虐待を受けた子どもでも、虐待した親と一緒に生活したいと望んでいるものが、22.5%います。これは、「拒否している」、「別居して他の人と一緒に生活したい」を合わせた16.1%よりも多くなっています。
「その他・不明」は、47.6%と多くなっていますが、その内容は、子どもが低年齢で、意思が確認できない場合などです。
年齢別にみますと、低年齢の子どもほど親と同居の意向が強くなっています。小学校高学年でも、同居の希望は、同居を拒否している者の約2倍になっています。分離が必要な場合でも、このような子どもの気持ちを受け止めて、子どもの納得を得る努力などいねいな対応が必要です。

図表2-6 児童の意向(一緒に生活することについて)



図表2-7 児童の意向(年齢・在学状況別)

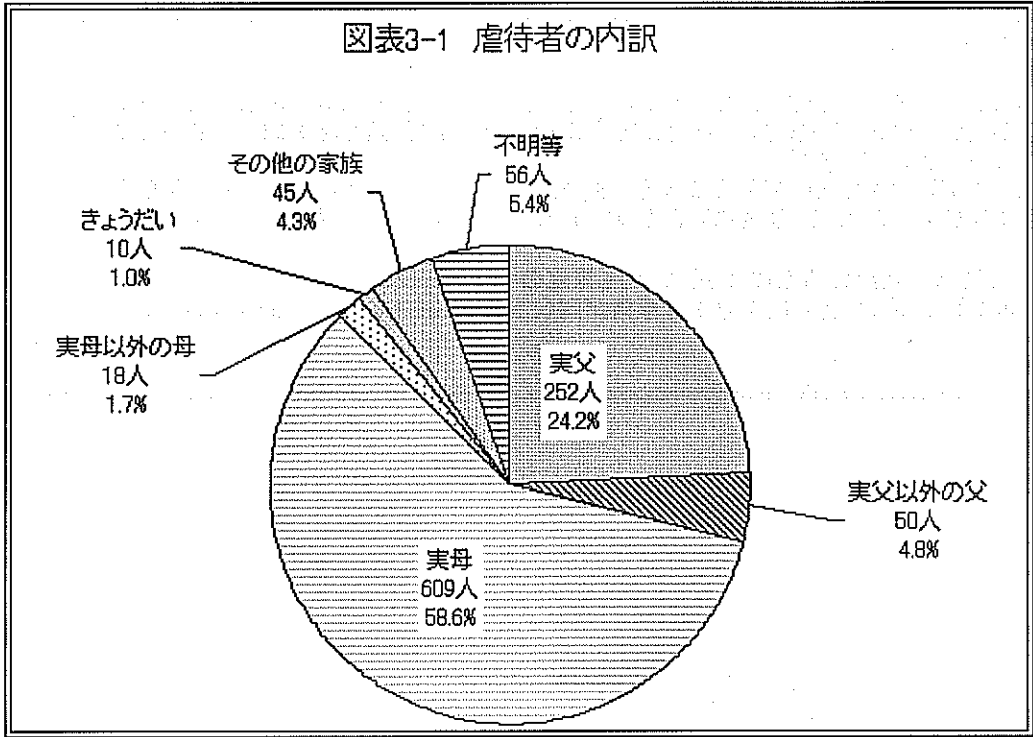


第3章 虐待を行った保護者等の要因(この章の概要)

- 虐待を行った者は、実母が約59%と最も多く、次いで実父の約24%となっており、実父母の虐待は全体の8割強と、ほとんどを占めています。
年代的には、実母の場合は20歳代と30歳代で約8割を占めており、30歳代と40歳代が多い実父に比べて若い年齢層が多くなっています。
- 虐待を行っても、それを認めない者の方が多くなっています。実母よりは実父の方が認めない割合が高くなっています。また、母の内縁の夫では、認めるものが約11%であるのに対して、認めないものは5割以上います。
- 虐待者の生育歴については、「特になし」と「不明」で全体の約7割を占め、生育歴として決定的な要因は見当たりません。明らかなものの中では「ひとり親家庭」が10.0%、「被虐待体験」が9.1%、「両親不和」が7.6%となっています。
- 虐待者の就労状況では、実父で定職のある者は6割弱にとどまり、無職の者が約14%、また転職が多い者が約9%となっています。不安定な就労状況が経済的な困難と結びつき、虐待へとつながる要因の一つとなっています。
実母では、家事専業が3割弱、無職が2割弱となっています。パートを加え、就労している者が35%程度に過ぎないことから、家庭にいる者の方がリスクが高い傾向がうかがわれます。
- 父親による虐待の場合は、母親によるものよりも重症のものが多くなっています。
また、母親による虐待の場合は、継続的な傾向が高く、父親によるものは散発的な傾向があります。

(1) 虐待者の内訳
～実母が約59%、実父が約24%と実父母が多い。
他方、養・継父等が実父の5分の1と非常に割合が高い

虐待者の内訳は、実父母が約83%で、そのうち実母が58.6%と圧倒的に多くなっています。
実父は全体の24.2%ですが、継父・養父などの実父以外の父が4.8%と、実父のほぼ5分の1となっています。これは都全体の家庭に比べると非常に高い比率だと思われます。母と子の生活の中に新しい男性が登場し、子どもと新しい父との関係がうまく作れず、母がそれを調整したり、子どもを守ったりできずにいる家庭が存在します。この章では、実父と実母、そして血縁関係のない父母がどのような特徴があるのかなどについて詳しく分析します。
また、「児童虐待防止法」では、きょうだいなどは虐待者に含まれませんが、このような場合も、児童相談所には1.0%(10人)程度通報があります。



典型事例2

「内縁の夫による身体的虐待」

小学校6年生の女儿が、母の内縁の夫から風呂に逆さに吊されるなどの虐待を受けた。母は行き過ぎだと思ってはいいても、虐待を止めることはできず、内縁の夫をかばう。

子どもは、一時保護された後、帰りたい気持ちもあるものの、家に帰ることを拒否し、児童養護施設での生活を選んだ。

◆ 家族状況

実母(36歳) 夫死亡後、就労した病院で入院していた内夫と知り合い同居。

内夫(22歳) 父親から厳しいしつけを受けて育つ。手を上げて厳しくすることがしつけだと思っている。定職が無く、経済的にも不安定。

姉(14歳・中2)

児童(12歳、小学6年生・女)

◆ 経緯

- 学校から、「児童が、『内夫から毎日のように腹部を蹴られたり、尻部を叩かれている』と訴えている。母を学校に呼び注意したが、その後も続いており今朝は額にあざがある。昨夜は風呂に逆さにされ吊されたと訴えている。」と児童相談所に通告がありました。

- 児童相談所は、調査の結果、直ちに一時保護しました。児童は、内夫について、「あいつは人間のくず、あいつのいるところには帰りたくない」と言っていました。

- 内夫は、「厳しくしつければ改善されたので、ちゃんとしつけようと思い、エスカレートしてしまった」と話し、母は内夫をかばって、しつけだと話しています。

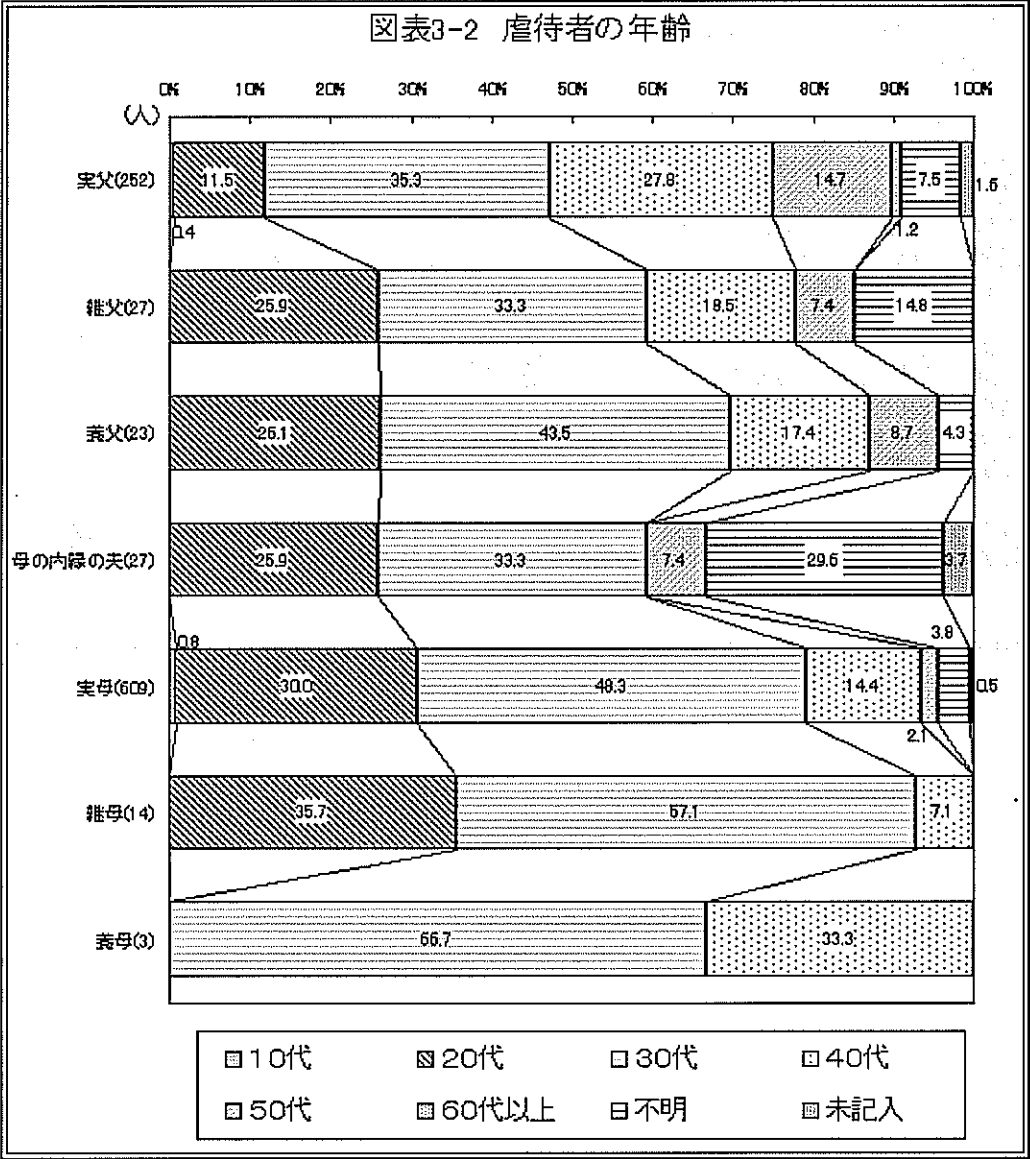
- 一時保護当初、児童は内夫が暴力を振るわなければ家に帰りたと言っていました。心の傷は簡単には癒せないようで、結局家に帰ることを拒否しました。母とも何回か話し合った結果、施設入所を承諾し、児童は児童養護施設に入所しました。

- こうしたケースでは、母親は「女性」として「男性」からの愛情を優先させ子どもに対する虐待を黙認したり、一緒になって虐待に荷担する場合がしばしば見受けられます。

(2) 虐待者の年齢
～実父では30歳代が最も多く、40歳代が続く。実母は20歳代と30歳代で8割を占める

実父と実母を比較すると、実父では20歳代は少なく、30歳代が35.3%と最も多くなっています。また、40歳代は27.8%、50歳代も14.7%存在します。これに対し実母では、20歳代と30歳代で約8割を占め、父親に比べて年代が若くなっています。小学生までの子どもに対する虐待者は母親が多く、中学生以上の子どもに対しては、父親が多いこともこのことと関連しています。

継父、養父、母の内縁の夫では、実父と比べて20歳代の割合が多く、若い年齢で母親の「連れ子」と暮らす中で、「連れ子」との関係がうまくつくれず、虐待を行うことがあります。特に、この場合、子どもがまだ幼児であることが多く、しばしば重症な虐待にまでいたる例があります。



典型事例3

「年齢の若い夫婦による養育の放棄・怠慢」

父が19歳、母が17歳のときに子どもが生まれた。両親とも子育てのしかたがよくわからず、子どもは発育不全状態だが、祖母の協力を拒否している。

関係者で支援体制を組んでいたが、保健婦がタバコの火傷跡を発見したため、児童相談所は警察の協力を得て、子どもを保護した。

◆ 家族状況

実父(20歳) アルバイト

実母(18歳) 専業主婦

児童(1歳・男)

妊娠中

◆ 経緯

- ◆ ○ 父は高校卒業後、配管工として働き、そのころ知り合った母と交際を始め、母が妊娠したのをきっかけに結婚しました。しかし、勤労意欲に乏しかったため、会社を退職し、以後は、アルバイトや実家からの援助により生活しています。
- 母は、中学のときに万引きなどの非行が多く、児童自立支援施設に入所しました。中学卒業と同時に、実家に戻りましたが、すぐに家を出て友人と同居し、父と知り合った後は、父と同棲し始めました。
- 児童が生まれましたが、両親とも育て方がよく分からず、ミルクの飲ませ方が不十分で、子どもは発育不全状態でした。父方の祖母が協力を申し出ましたが、母はこれを拒否し、祖母を家庭に近づけませんでした。
- 保健婦が母と接触をもっており、援助を続けていました。保健所からの通報で児童福祉司が、何回か両親と話し合いましたが、両親は「養育にはまったく問題ない」との主張で、そのうち児童福祉司の訪問を拒絶するようになりました。
- 保健所、児童委員、警察、児童相談所で関係者会議を開催し、保健所と児童委員が親と接触を続け、児童相談所はバックアップすることとしました。第二子を妊娠したため、児童委員が児童の保育園への入園を勧めましたが、両親ともこれを受け入れませんでした。そのうち、母の友人等を通じて、家庭が地域の非行グループのたまり場になってきました。
- 保健婦はその後も接触を続けていましたが、訪問したときに、児童の身体にタバコによる火傷の跡を数箇所発見し、児童相談所に連絡しました。児童相談所は、警察の協力を得て、児童を乳児院に一時保護委託し、児童は乳児院で生活しています。

1. 虐待者別の虐待についての認識～男性は虐待を認めない者が多い。
一方、実母の約22%は、虐待を認めた上で、援助を求めている

また、母の内縁の夫では、虐待を認めない者が51.8%となっており、援助を求めている者は3.7%と極端に少なく、こうした家族への援助が困難となっています。

Relationship	Do not recognize the behavior	Admitted behavior but denied intent	Admitted behavior and sought help	Admitted behavior but did not seek help	Other	Unrecorded
実父 (Real Father)	14.7	12.7	22.6	10.7	6.3	32.9
養父 (Stepfather)	12.0	12.0	18.0	16.0	4.0	38.0
母の内縁の夫 (Mother's boyfriend)	14.8	3.7	33.3	3.7	7.4	37.1
実母 (Real Mother)	11.5	12.8	11.0	21.8	9.0	33.9
養母 (Stepmother)	5.9	23.5	47.1	5.9	17.6	1.0

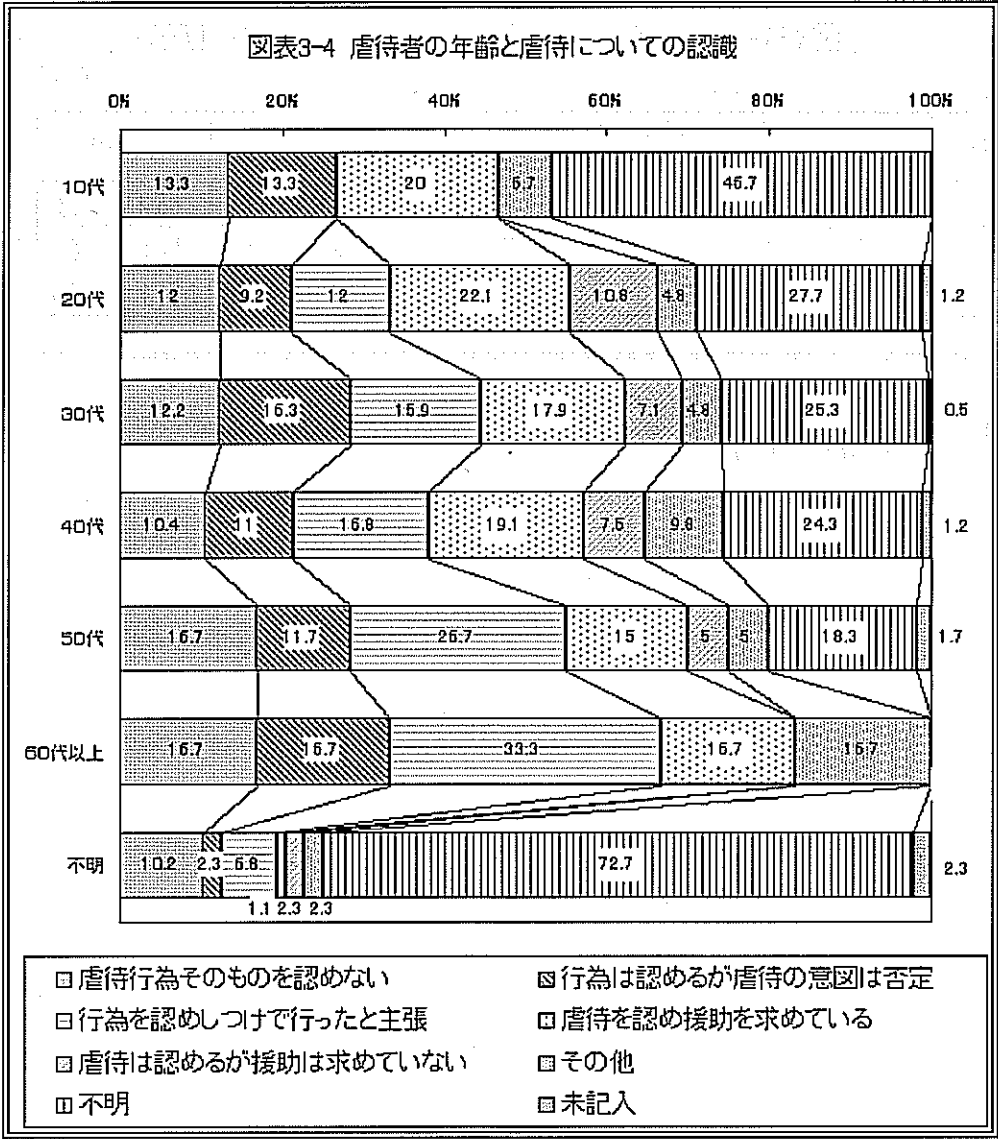
(3)虐待者の虐待についての認識

2. 虐待者の年齢と虐待についての認識 ～ 年齢が高い者ほど虐待を認めない

虐待者の年齢が高くなるにつれて、虐待を認めず、しつけと主張する傾向が強くなっています。20歳代では、虐待を認めない者は約33%ですが、50歳代では、約55%に達し、そのうち26.7%の者は、行為を認めながらもしつけと称しています。

年齢によって、しつけに対する感覚に違いがあることが読みとれます。

児童相談所や関係機関でも、年齢の高い人ほど対応が難しい状況にあります。



(4)虐待者の生育歴 ～ 決定的なものは認められない。「被虐待体験」のある者は、約9%にとどまる

虐待者の生育歴の中で、虐待に結びつきそうな要因がどれくらい見受けられるかを調査してみました。全体では、特にそのような事項が認められなかった「特になし」が15.5%、面接等の中でこのような事項が明らかにならなかった「不明」が55.0%で、決定的なものは見受けられませんでした。

明らかなものの中では、「ひとり親家庭」が10.0%、「被虐待体験」が9.1%、「両親不和」が 7.6%となっています。「虐待を受けた親は、その子どもを虐待する」という、「虐待の世代間連鎖」の考え方は、この調査では読みとることができません。

実父と実母で比較すると、全般的に実母の方が生育歴による影響が高くなっています。

図表3-5 虐待者の生育歴 (複数回答) (％)											
	両親死亡	ひとり親家庭	母親子離れ	養子・里子体験	施設体験	両親不和	被虐待体験	その他	特になし	不明	未記入
全体 (1040人)	1.5	10.0	2.8	1.7	3.1	7.6	9.1	3.3	15.5	55.0	1.0
実父 (252人)	2.8	7.9	2.0	1.6	3.2	5.2	7.1	3.2	19.8	54.8	0.4
実母 (609人)	1.1	11.7	3.1	2.1	3.1	10.3	11.3	3.4	15.3	51.1	0.5

(注)「不明」には、
1. 助言により終結が見られたもの等により、生育歴等の背景の調査にいたらなかったもの
2. 調査の結果、上記項目にあるような生育歴は確認できたが、それが虐待に結びつくものとは認められなかったもの
3. 調査したが、生育歴が明らかにならなかったものを含む。

典型事例4

「被虐待歴のある母による身体的虐待」

母は、実父から身体的虐待と養育の放棄を受けたことがあり、児童養護施設で育った。

母は、児童の異父兄に対する傷害致死容疑で服役し、出所後再婚して児童を引き取った。しかし、児童に対して身体的虐待が続いた。母は、虐待を認めているが、児童相談所の指導には従わない。児童は児童養護施設で暮らしているが、養父が児童の引き取りを希望している。

◆ 家族状況

養父(44歳) 会社員

実母(32歳) 主婦。パート勤務

児童(8歳、小学2年生・女)

異父弟(2歳)

(注)この他異父兄がいたが、8年前、実母の折檻により死亡(当時5歳)

◆ 経緯

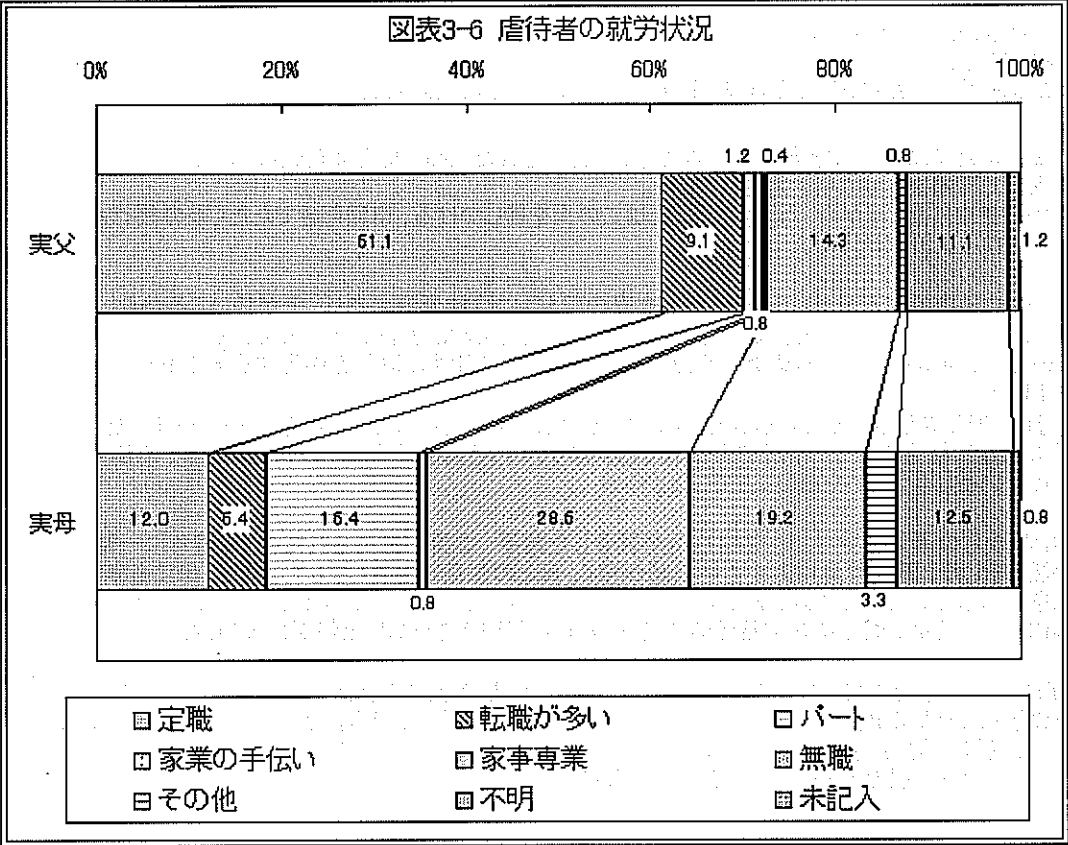
- ◆ ○ 母が異父兄に対する傷害致死容疑で逮捕・拘留されたため、児童は親類に預けられ、母が出所して再婚後、母に引き取られました。
家庭引き取り後、母から、殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、布団叩きでたく等々の暴行が加えられるようになりました。
- 母は父子家庭で育ちました。母の父(本児の祖父)には飲酒癖があり、母が幼いころからしばしば暴力を振るい、また、犬小屋に寝かせることもあるなど養育も不十分でした。
このため、母は小学校2年の時から児童養護施設へ措置され、高校を中退するまで施設で育ちました。
- 母は、児童を引き取ってから児童に対する愛情がわかず、また、感情をコントロールできずに児童に暴力を振るい、頭の中が真っ白になり、ハッと我に返るなどの状態があり、治療を受けたいとも思っていたとのことでした。
- 学校からの通報を受け、児童福祉司が調査した結果、虐待が認められたので、直ちに一時保護しました。児童は母に対する不信感が強く、母との生活を拒否しました。また、母にも本児を養育していく意思がありませんでした。父は温厚な性格で本児も慕っていますが、仕事で外に出ている間、児童に対する母の虐待が再発する可能性が高いと判断されました。
- 母は、虐待を認めています。だんだん児童相談所との接触を拒否するようになりました。そのうち、母は家出をし、その後、児童の養父とは協議離婚して、親権者は養父となりました。児童は現在、児童養護施設で暮らしていますが、養父が引き取りを希望しています。面会や外泊を続けて、引き取り時期を検討しています。

(5)虐待者の就労状況 ～ 実父母とも有業率が低い。実母は家庭にいる者が約5割

実父では、定職を持っている者が61.1%と多いのですが、無職の者が14.3%あり、また、転職が多い者が 9.1%と経済的な問題による影響がうかがえます。都全体の配偶者のある男性の有業率は、85.8%(注)ですが、虐待者でみると、72.2%であり、虐待者の就業率はかなり低いといえます。

また、実母では、家事専業と無職を合わせて5割近くなり、家で子どもと一緒にいる機会の多い母の方にリスクが大きいことがわかります。実母の有業率は35.6%で、都全体の主婦の有業率48.6%(注)より、かなり低くなっています。「女性の社会進出による家庭の養育機能の低下が虐待につながる」との見方がありますが、今回の調査では、このような見方に結びつくものとなっていません。

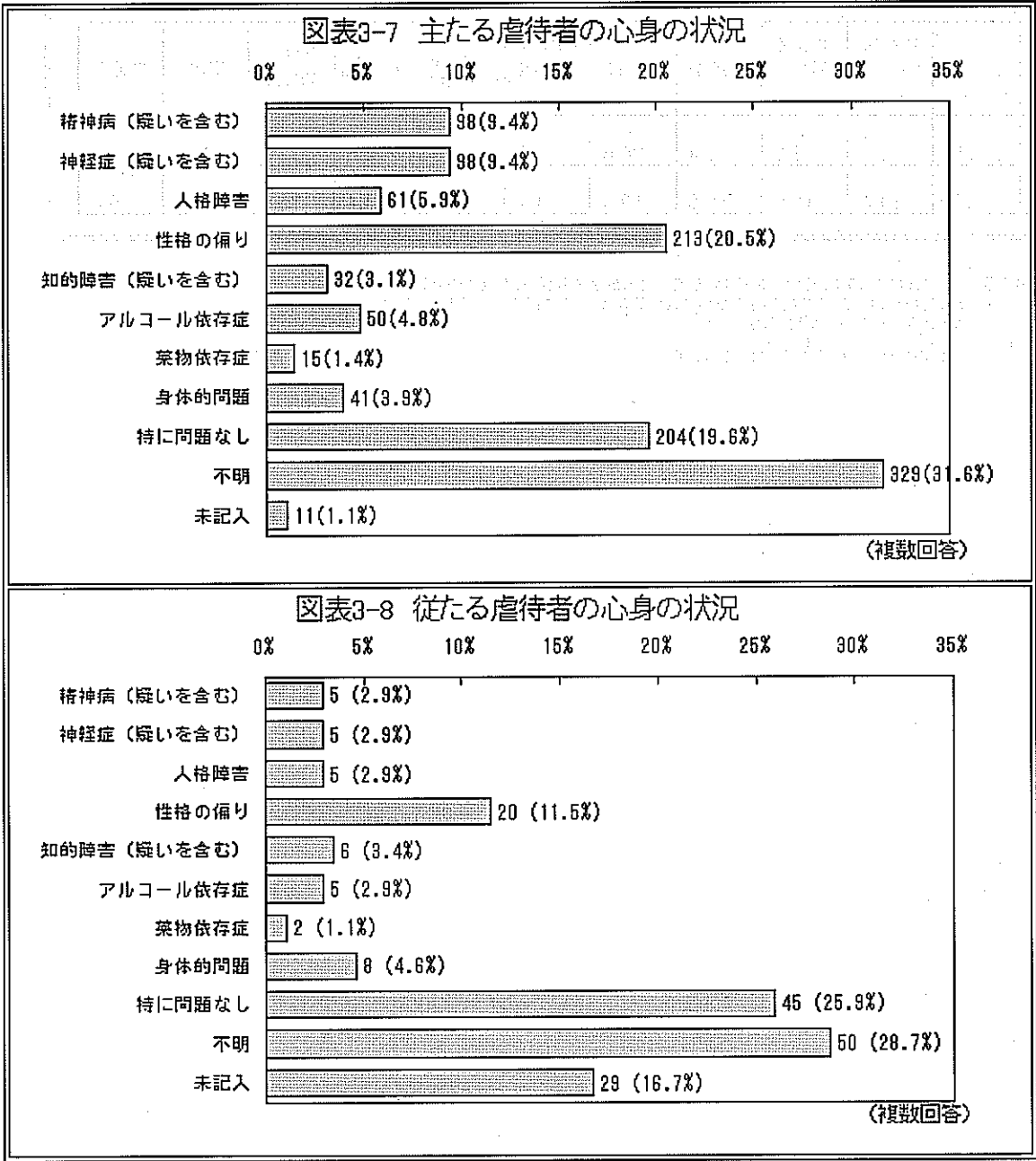
(注)都民の就業構造(平成11年:東京都より)



(6)虐待者の心身の状況

1. 虐待者が複数である場合
～「主たる虐待者」には心身の状況に問題がある者が多く、「従たる虐待者」がそれにひきずられる

虐待者が一人ではなく、複数である場合が174件(全体の 16.7%)ありました。
このときの「主たる虐待者」と「従たる虐待者」の心身の状況についてみると、「主たる虐待者」には「性格の偏り」(20.5%)や医師の診断などにより「精神病(疑いを含む)」(9.4%)、「神経症(疑いを含む)」(9.4%)と判断された者など、精神的な要因がかなり多く見受けられますが、「従たる虐待者」は、それらの比率がかなり低くなっています。
家庭の中でひきおこされる虐待は、家族の他の構成員に子どもを守ることを期待できれば、再発を防ぐことも可能です。三世代家族であったり、近くに関係のとれる親類が存在する場合などは、それができることがあります。「主たる虐待者」が「従たる虐待者」を巻き込んで、虐待が行われている場合はもちろん、そうでない場合も虐待が家族構成員の相互作用の中で生じていることが多いため、虐待者個々の治療や援助だけでは足りず、家族全体を視野に入れて、それぞれの関係性を十分に考慮した専門的な援助が必要です。



(6) 虐待者の心身の状況

2. 実父と実母の比較

～実父には「性格に偏りがある者」が約27%と多く、実母は「性格の偏り」に加え、「精神病」や「神経症」またはその疑いのある者が多い

主たる虐待者の心身の状況では、実父の場合は、「性格に偏りがある者」が26.6%、次いで「アルコール・薬物依存症」が 9.9%となっています。また、実父では、「心身に問題がないと思われる者」が27.8%となっています。実母の場合は、「性格に偏りのある者」が19.0%で最も多く、次いで医師の診断などにより「精神病(疑いを含む)」と「神経症(疑いを含む)」と判断された者がそれぞれ13～14%程度で続いており、精神的な要因が背景にあります。

「心身に問題がないと思われる者」は、16.6%となっており、実父に比べ、10%以上比率が低くなっています。

図表3-9 主たる虐待者(実父・実母)の心身の状況											
	全 体	精神病 (疑いを含む)	神経症 (疑いを含む)	人格障害	性格の偏り	知的障害 (疑いを含む)	アルコール・ 薬物依存症	身体的問題	特に 問題なし	不明	未記入
実父	252	2.0	3.2	2.4	26.6	0.8	9.9	3.6	27.8	31.3	0.8
実母	609	14.6	13.8	8.5	19.0	4.4	6.1	4.4	16.6	25.6	0.3

(注) 人格障害: 病気ではないのに、その人の行動、態度、対人的関わり合い、考え方などが普通の人と大きく変わっていて、その極端さのために社会適応や職業的適応が非常に妨げられたり本人が強く苦しんでいるような場合

性格の偏り: 人格の偏りが、上記の程度に達しない場合

典型事例5

「精神疾患のある母親による養育の放棄・怠慢(家庭裁判所の審判)」

母は、高校生の頃から精神疾患が疑われていた。夫と離婚後、児童が小学4年生の頃から登校を禁止するようになり、母子でのとじこもり生活が続いた。親類とも一切接触を絶つようになったので、児童相談所が警察官とともに、児童を保護した。母親は施設入所を承諾しなかったため、家庭裁判所の審判により施設に入所した。

◆ 家族状況

実母(35歳) 27歳の時に実父と結婚したが、精神的に不安定な状態が続き、離婚。

児童(11歳・男)

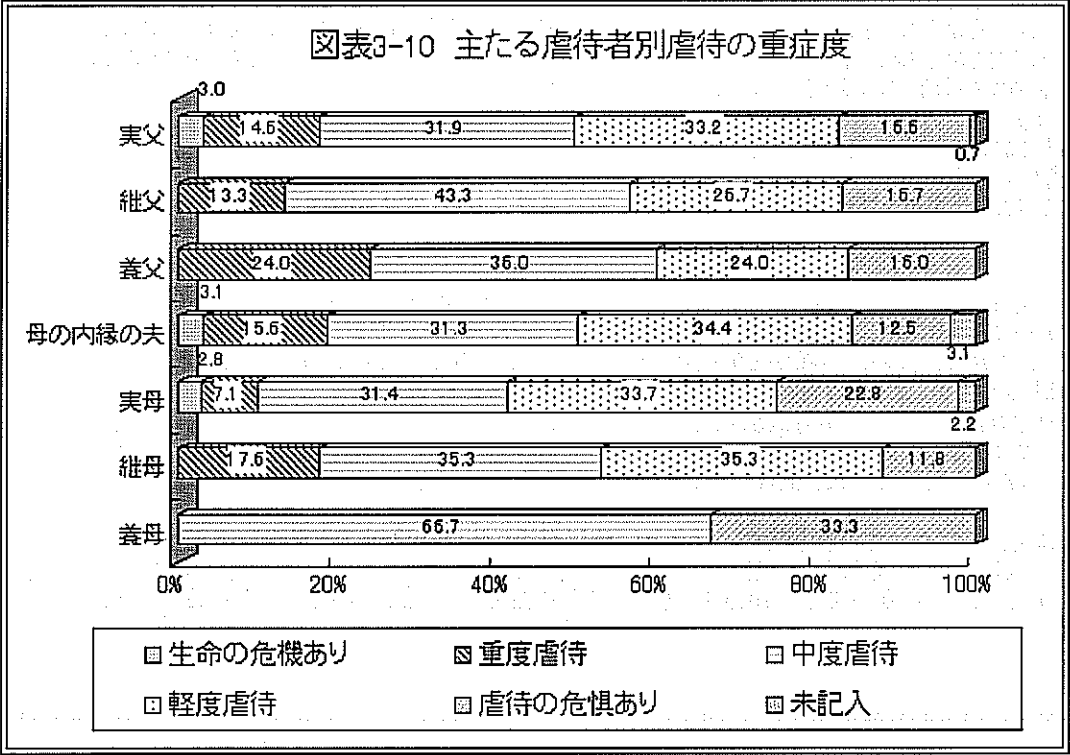
実父(48歳) ギャンブル好きで、借金もあり、家に金を入れないことが続き、離婚。(親権は母親)

◆ 経緯

- 児童が、1年半程登校していないことを心配して、祖父が相談に来所しました。
母子で一室に閉じこもり、昼夜逆転の生活をしており、実母は「児童は学校に行かなくてよい」という考えを持ち、学校からの働きかけも拒否していました。児童相談所が母親と接触しようとしたが、全く受け付けず、生活の様子も分かりませんでした。
- 児童相談センター虐待対策課職員と警察官3名の協力の下、児童福祉法に基づく「立入調査」により自宅に入ったうえで、児童を保護し、児童相談センター治療指導課に保護しました。実母は精神病院で診察を受けた結果、「精神分裂病」と診断され、措置入院となりました。
- 施設入所について母親と話をしましたが、承諾が得られないため、「東京都児童福祉審議会権利擁護部会」に諮問後、家庭裁判所に児童福祉法による審判の申し立てを行いました。
申し立て後約2か月で審判があり、児童相談所の主張どおり施設入所の承認が得られました。

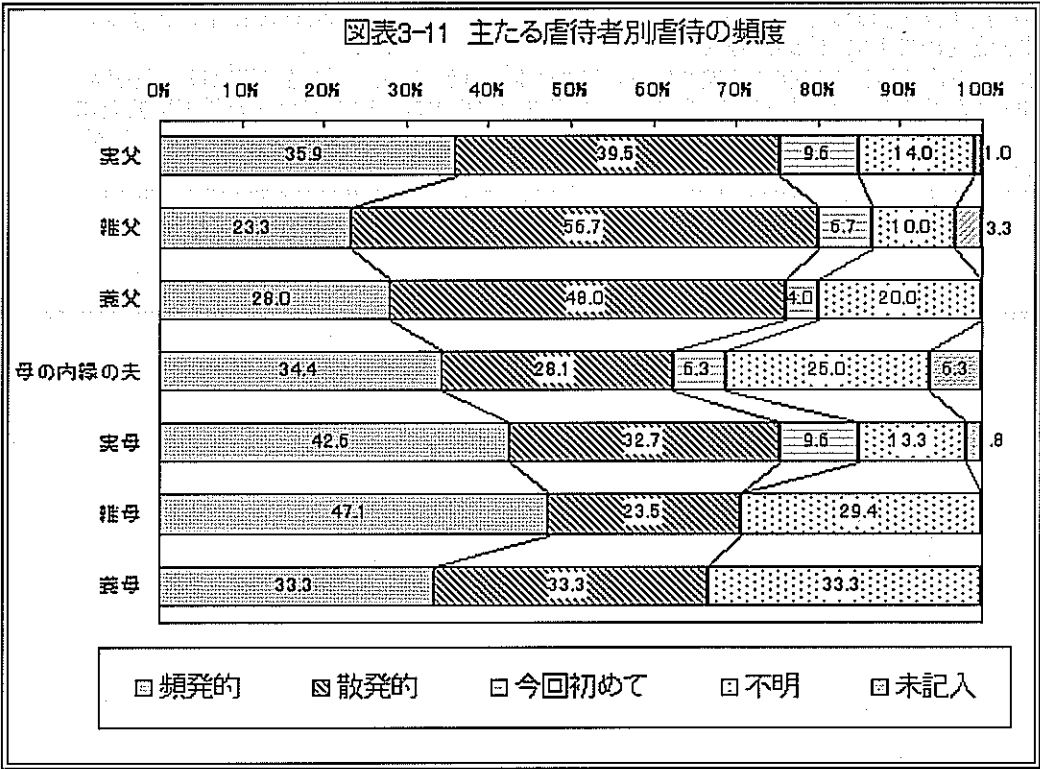
(7)主たる虐待者と虐待の重症度 ～ 父親による虐待は重症度が高い

父親による虐待は重症度が高い傾向にあります。
一方、実母による虐待は重症度が低いものが5割を越えています。しかし、実数が多いため「生命の危機あり」ケースは実父によるもの10件に対し実母によるもの19件と約2倍になっています。



(8)主たる虐待者と虐待の頻度 ～ 母親による虐待は継続性が高く、父親によるものは散発的な傾向がある

母親による虐待は継続性が高く、父親によるものは散発的な傾向があります。これは母親の場合、家で子どもと一緒にいる機会が多いためと思われます。



(注) 頻発的とは、4回以上虐待が繰り返され、それぞれの間隔が1カ月未満のもの。
散発的とは、虐待は初めてではないが、3回以下のもの。ただし、4回以上であっても、虐待の期間が1カ月以上間隔があいているもの。

第4章 虐待が行われた家庭の特徴(この章の概要)

- 虐待が行われた家族形態は、実父母と子どもの家族が約45%です。両親のどちらかと子どもだけの、ひとり親家庭が約30%あります。また、三世代家族は7.2%であり、都全体の世帯における構成比の半分と極めて少なくなっています。
- 虐待につながると思われる家庭の状況では、「経済的な困難」が最も多く、「ひとり親家庭」、「夫婦間の不和」、「育児疲れ」、「親族・近隣・友人からの孤立」が続いています。これらの要因は複雑にからみあっていますが、特に「経済的な困難」と「親族・近隣・友人からの孤立」が他の要因との関連が多くみられ、キーとなっていることがうかがえます。
- 住居の状況を見ると、集合住宅に住む家族が7割を超え、都全体での世帯と比較すると、その比率が高くなっています。また、集合住宅の中では、賃貸の住宅に住む者の割合が高くなっています。

(1) 家族形態

～ 実父母と子どもの家族が約45%、ひとり親家庭が約30%。
二世世代家族が約84%で、三世世代家族は約7%と少ない

虐待が行われた家族形態は、実父母と子どもの家族が45.4%となっています。一方で、ひとり親の家庭が30.2%あります。

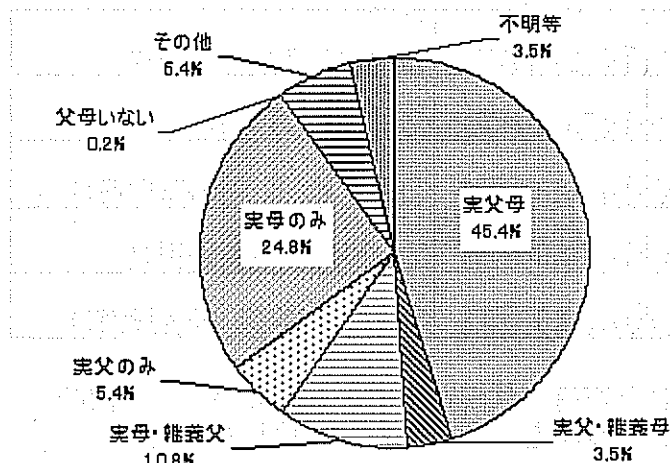
また、実母と継養父の家庭が10.8%もあるのが特徴的です。

なお、世帯構成としては、二世世代家族(核家族)が全体の84.3%を占め、三世世代家族は7.2%に過ぎません。これを、都全体の世帯を対象とした他の調査(注)と参考までに比較したところ、三世世代家族の割合が約半分となっています。

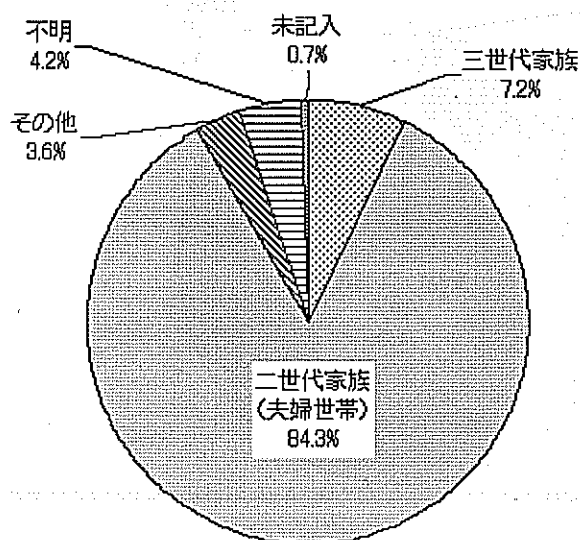
虐待が行われた家庭は、他の家族の協力を得られず、親だけで子育てをしなければならない状況にある家庭が多くなっています。家庭にとって手軽に援助を受けることのできるメニューを多様に用意し、家庭の養育機能を補完していく必要があります。

(注) 平成9年度東京都社会福祉基礎調査「東京の子どもと家庭」の「15歳以下の子どもを養育する世帯の状況」の家族類型についての調査結果では、二世世代家族は82.5%で、三世世代家族は15.5%となっています。

図表4-1 家族形態



図表4-2 家族の世帯別構成



(2) 虐待につながると思われる家庭の状況
～「経済的に困難な家庭」が目立つ。
「ひとり親家庭」、「夫婦間不和」、「育児疲れ」、「他者から孤立」が次ぐ

家庭の状況では、「経済的な困難」が27.5%、「ひとり親家庭」が23.8%(注)、「夫婦間の不和」が20.1%と高率となっています。
また、「親族・近隣・友人から孤立」していたり、「育児疲れ」を訴える家庭がそれぞれ約17%となっており、経済的な問題について調べてみると、生活保護を受給している家庭が14.7%あります。
都における生活保護率は、平成13年5月では、11.8%(1,000人あたり11.8人。「福祉行政報告例」による)となっていることから、虐待を行った家庭では、都全体と比較すると、生活保護家庭の比率が非常に高くなっています。こうした結果からみると、生活保護を担当する福祉事務所でも子どもの状況について注意を払うことが重要です。

虐待につながると思われる家庭の状況について、上位の5つについて、他の要因と重ねあわせてみました。「経済的困難」は、他の項目すべてについて、1位にあげられています。また、「孤立」がすべての項目についてあげられており、周囲の者との関係がとれない家庭に虐待が起こりやすいことがうかがえます。

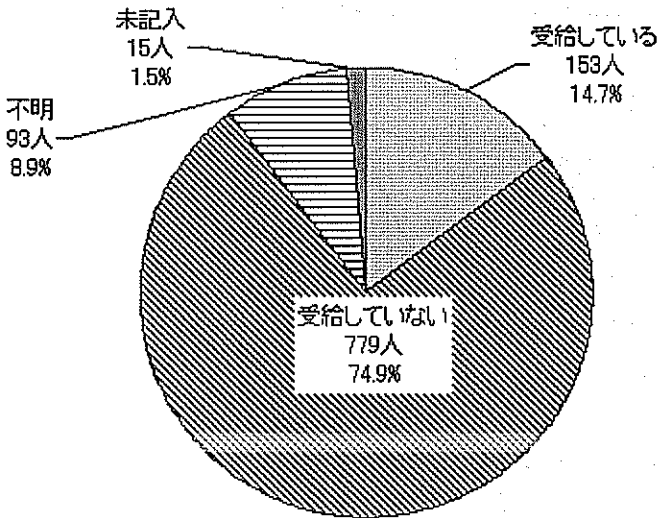
(注) 平成11年度「社会福祉統計年報」(東京都)によると、「ひとり親家庭」は、全世帯の 7.1%となっています。

図表4-3 虐待につながると思われる家庭の状況

1 経済的困難	286人 (27.1%)	①ひとり親家庭	②就労の疲労	③孤立
2 ひとり親家庭	248人 (23.8%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
3 夫婦間不和	209人 (20.1%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
4 育児疲れ	177人 (17.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立
5 孤立	174人 (16.7%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③育児疲れ

(注) 虐待につながると思われる家庭の状況を上位の5つについて、他の状況も合わせて見受けられる事項を、上位から3つ示しました。

図表4-4 親の状態(生活保護の受給状況)



典型事例6

「経済的困窮家庭での養育の放棄・怠慢」

母親は、第三子を妊娠した頃から体調がすぐれず、家事をまったく放棄して、児童に食事を十分に与えなくなった。家庭は借金も多く、生活に困窮していた。児童は痩せ細り、平均体重をずっと下回るようになった。部屋にゴキブリやダニが発生していた。児童を一時保護後、祖母に養育を委ねた。

◆ 家族状況

実父(33歳) 土木作業員。職が不安定。

実母(26歳) 主婦。16歳で長男を出産。養育能力は低く、適切な養育ができない。
糖尿病の持病があるが、治療はしていない。

兄(10歳) 小学4年生

児童(2歳、保育園児・女)

父方祖父母(二人とも50歳代) 共働き、実父母と同じ団地内に居住。

◆ 経緯

○ 母は第三子を妊娠した頃から体調が悪く、児童に朝食を十分に摂取させない日もあるとの通告が保健婦から入りました。保育園に確認したところ、登園も少なく、衣服も不潔なことが多いとのことでした。

児童福祉司が家庭訪問したところ、家の中は乱雑を極め、床が見えないほど物が散乱し、ゴキブリが這い回ったり、家ダニが発生したりしていました。

○ 夫は土木作業員ですが、収入が一定せず、月収は20万円弱です。借金が300万円近くあり、その返済に追われ、公営住宅の使用料も長期滞納し明け渡しの督促を受けています。

○ 児童は、満足に食事が与えられておらず、平均体重を大幅に下回っています。児童相談所は、児童が保育園に登園した機会を捉え、一時保護しました。

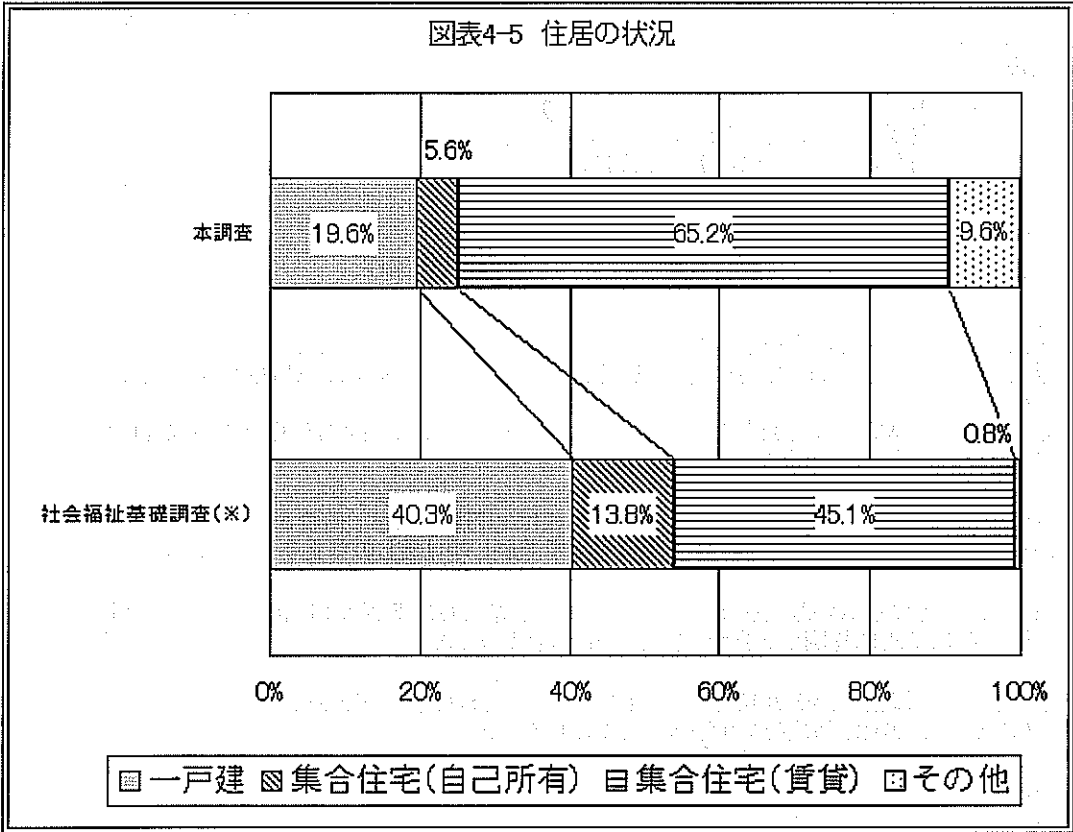
○ その後、児童福祉司が数回自宅を訪問しましたが、実母は居留守を使って面接に応じず、両親で来所したのは、保護後1カ月くらいしてからでした。

○ 面接の結果、施設入所は拒みましたが、祖父母による養育は渋々認めました。児童相談所と祖母で話し合い、祖母が仕事をやめて、児童の養育に専念することになりました。

○ また、兄と今後生まれる子どもの養育状況を考えて、子ども家庭支援センター、保健所、学校、児童委員、児童相談所で関係者会議を開き、見守り体制を組むこととしました。

(3)住居の状況
～全体の家庭と比較すると集合住宅が多く、集合住宅の中でも賃貸住宅が多くなっている

虐待が行われた家庭の住居の状況をみると、一戸建住宅が19.6%、集合住宅が70.8%となっています。これを、一般の世帯を対象とした他の調査と比較したところ、一戸建住宅の比率が半分以下になっています。集合住宅の方が、生活空間が近隣と密着しているため、通報・通告の率が高まったことが一因と思われます。また、集合住宅の中では、一般の世帯に比べて賃貸の比率が高く、自己所有の比率が低くなっています。



※平成9年度東京都社会福祉基礎調査「東京の子どもと家庭」より

第5章 児童相談所の処遇内容からみた児童虐待の特徴(この章の概要)

- 児童虐待は、早期に発見することが重要です。子どもと身近に接する保育所や学校等が第一発見者となることが多く、園児から中学生の年代では3割程度になっていますが、まだまだ十分とはいえません。さらに虐待についての関心と理解を深めていくことが求められます。
- 児童相談所は、虐待の重症度が高い子どもを中心に、平成12年度の相談処理件数1,242件の4分の1に当たる301人を緊急に一時保護しました。そのうち、約7割の子どもが施設に入所しました。一時保護した子どもの虐待の程度についてみると、「中度虐待」以上の重症のものが約7割を占めています。
- 児童相談所の指導・援助に応じる虐待者は4割にすぎません。明確に児童相談所の指導や援助を拒否する者が約18%います。これらの者に対しては、対応が困難であり、また、効果も期待しにくくなっています。
しかし、粘り強く接触を続けるうちに関係が取れるようになってくることもあるので、たゆまない努力が必要です。
また、関係機関と連携し、親と関係の取りやすい機関を中心として、援助を続ける必要があります。
- 虐待者への指導・援助の結果、約44%の者に指導の効果が現れていますが、何も変わらない者も約18%います。
効果が大きいのは、要因が育児疲れと考えられる虐待の場合(約66%)虐待を認めて児童相談所の援助を求めている親の場合(約67%)などです。

(1) 発見者と通告者

1. 第一発見者

～保育所・幼稚園、学校など子どもに身近な機関による発見が多いが、さらに努力が求められる

第一発見者を在学状況別にみると、「家庭にいる乳幼児」では「近隣知人」が最も多く、次いで医療機関が多いという点に他にはみられない大きな特徴があります。「園児・小中学生」は在園・在学している保育所・幼稚園、学校と「近隣知人」による発見の割合が拮抗し、この二つで全体の5割強を占めています。

「虐待防止法」では、「学校の教職員」その他児童の福祉に職務上関係のある者は、発見・通告の義務があることを規定しています(注)。

これは、日常的に子どもと最も接する立場の人に、虐待の早期発見を期待しているからです。今回の調査でも、子どもの身近な機関の発見が多くなっていますが、まだまだ十分なものとはいえません。さらに、児童虐待について、関心と理解を深め、児童の日々の生活の変化や保護者の状況等について細心の注意を払っていくことが求められます。

(注)「虐待防止法」第5条、第6条

図表5-1 第一発見者(在学状況別)										
	家庭にいる乳幼児		園児(保育園・幼稚園)		小学校		中学校		高校	
1	近隣知人	37.3%	保育所	27.7%	学校	27.7%	学校	31.1%	児童本人	23.3%
2	医療機関	16.2%	近隣知人	27.4%	近隣知人	27.2%	近隣知人	15.1%	近隣知人	18.6%
3	家族	11.3%	家族	12.0%	家族	12.8%	家族	14.3%	学校	16.3%
4	保健所	8.8%	幼稚園	5.5%	児童館・学童保育	5.1%	その他	7.6%	家族	14.0%
5	都道府県市区町村	3.9%	保健所	4.9%	児童委員・主任児童委員	4.4%	児童本人	7.6%	虐待者本人	9.3%

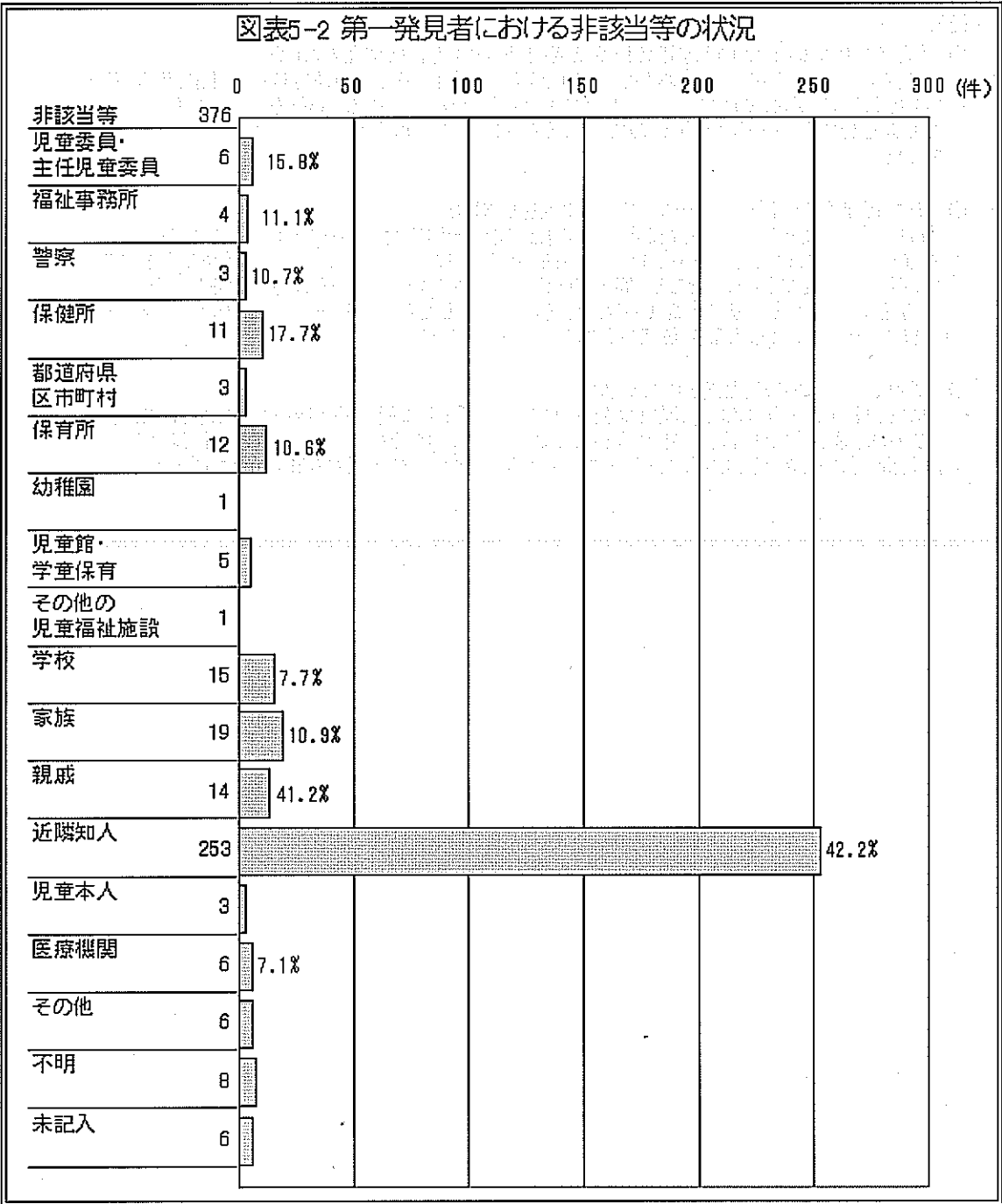
(1) 発見者と通告者

2. 相談処理件数における「非該当」の状況 ～ 通告があっても、調査の結果虐待に該当しなかったものが23%

第一発見者が虐待に気づき、児相や関係機関に通告した 1,618 件のうち、調査の結果「非該当」の数は、376 件で、23.2% ありました。

「非該当」の数は、「近隣知人」が最も多く、「近隣知人」が第一発見者であったもののうち、42.2% は「非該当」でした。

また、親戚が発見者の場合も、件数は少ないものの「非該当」の割合が高くなっていますが、これは、親戚に争いがあり、その解決のために児童相談所を利用する場合がしばしばあることなどによるものです。



(注) %は、それぞれの機関ごとの発見件数のうち、非該当である割合

典型事例7

「児童相談所を利用していやがらせをした事例」

「虐待ではないか」という趣旨の手紙が児童相談所に届き、家庭訪問調査を行った。訪問家庭には、嫌がらせの手紙・電話のほか、わら人形や位牌も送られてきていた。かつての交際相手の嫌がらせと考えられたが、事実確認まで20日間かった。

◆ 家族状況

実父(34歳) 会社員
実母(33歳) 主婦
児童(2歳・男)

◆ 経緯

- 「虐待ではないか」という趣旨の匿名の手紙が児童相談所に届きました。
内容は、「* * 宅の様子がおかしい。叫び声が聞こえ、子どもの泣き声もよく聞こえる。子どもを虐待しているのではないか。テレビでもよく虐待のことは見る。心配なので、近所を代表してお知らせする。逆恨みが怖いので、手紙の件は本人には言わないで欲しい。」といったものでした。
- 児童福祉司が、保健婦と一緒に家庭訪問をしました。
母は、「子どもを叩いたりしたことは無い」と、訝しそうでした。さらに事情を聞いてみると、結婚前に交際していた男性から、1年くらい前から執拗に嫌がらせの手紙・電話が来るとのことと、手紙を見せてもらったところ、同一の筆跡のようでした。また、その男性からは、母の弟、父方祖父母等へも脅迫文が届いており、それも確認したところ、同一の筆跡のよう見受けられます。その他、わら人形や位牌なども送られて来ていました。
- 母は、警察にも被害届を出しています。
なお、児童の様子には全く異常は見られず、母子関係にも問題は無いと判断されました。この間、住民票等の調査、市や保健婦、民生・児童委員との会議や家庭との電話連絡、家庭訪問、警察との連絡など、最終的に事実が確認出来るまで、約20日間かかりました。

(1) 発見者と通告者

3. 第一発見者が通告者である割合
～「近隣知人」、保育所、児童館・学童保育、児童本人などは、身近な機関を通じ児童相談所に通報している

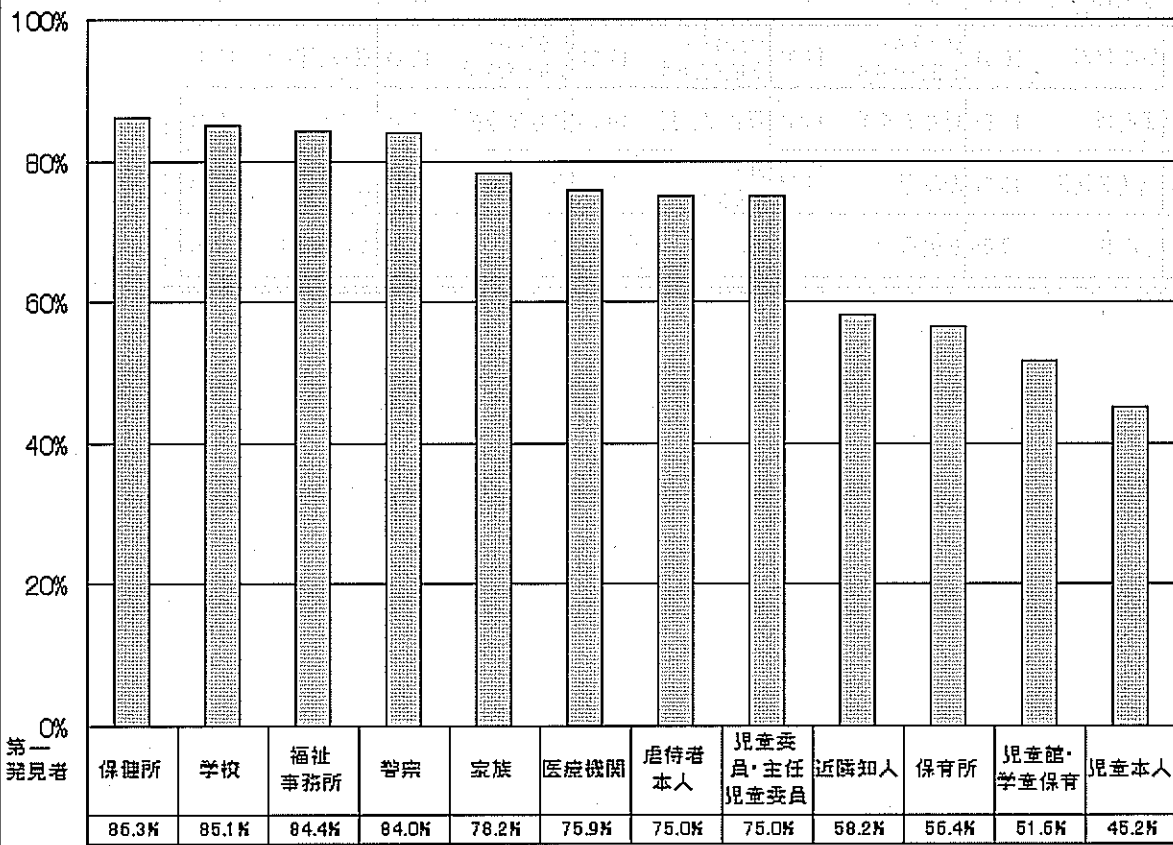
第一発見者自身が児童相談所に通告する割合をみると、保健所・学校・福祉事務所・警察などの公的機関の場合は、80%以上が児童相談所へ直接、通告を行っています。しかし、「近隣知人」(58.2%)、保育所(56.4%)、児童館・学童保育(51.6%)の場合は、別の機関に通報することが多くなっています。

その主な通報先をみると、「近隣知人」は警察、福祉事務所、児童委員、保健所などであり、保育所は福祉事務所、区市町村等所管課、保健所、子ども家庭支援センターなどとなっています。

「近隣知人」は、地域の身近な行政機関へ通報し、また、保育所や児童館などの場合は、直接所管している区市町村の担当部門へ、まず通報・連絡することを優先するため、児童相談所への直接通報してくる割合が低くなるものと思われます。

なお、児童本人が受けている虐待について助けを求める場合、学校や警察に相談して、それらの機関が児童相談所へ通告することが多くなっています。

図表5-3 第一発見者が通告者である割合



(2) 受理後の初期対応 ～ 児童委員・主任児童委員との密接な連携が重要

虐待の通報を受けた児童相談所が、虐待ケースの正確な情報収集を行い、処遇について適切な方針をたてるため、どのような関係機関と連携しているのかを調べてみました。

その結果、在園・在学している児童に対しては、通報を受理するとまずその学校等へ児童の身体等の状況の確認を行う割合が最も高く、5割程度となっています。

これに対し、家庭にいる乳幼児の場合には、児童委員・主任児童委員、医療機関で全体の約5割程度となっています。

地域に居住する児童委員・主任児童委員は、家庭や子どもに関するさまざまな情報を持ち、あるいは入手することが可能な場合が多いことから、家庭状況を把握するため、児童委員・主任児童委員との密接な連携が重要です。

図表5-4 受理後の初期対応における関係機関

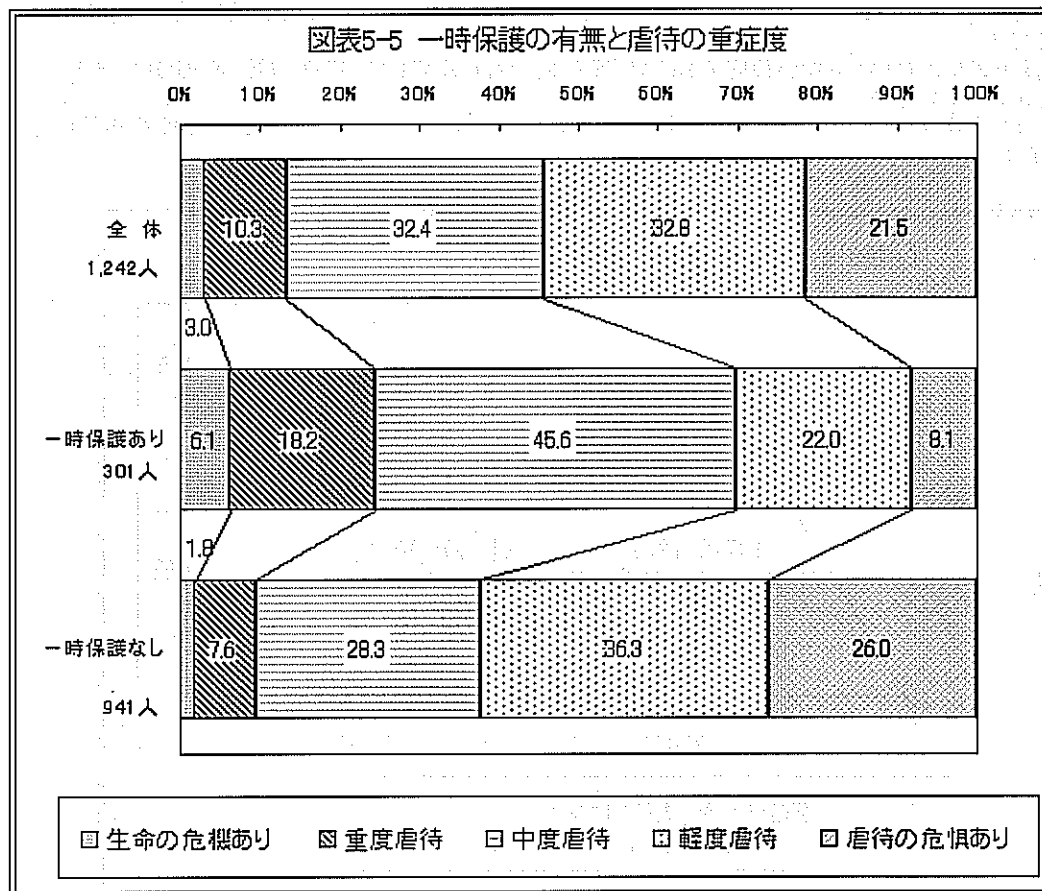
	家庭にいる乳幼児	園児(保育園・幼稚園)	小学校	中学校	高校
1 児童委員・主任児童委員	27.3%	保育所 37.1%	学校 53.9%	学校 57.1%	学校 46.2%
2 医療機関	20.3%	児童委員・主任児童委員 17.9%	児童委員・主任児童委員 17.2%	児童委員・主任児童委員 18.6%	医療機関 15.4%
3 保健所	18.8%	福祉事務所 14.7%	福祉事務所 10.1%	福祉事務所 7.1%	その他 15.4%
4 福祉事務所	10.2%	幼稚園 11.2%	児童館・学童保育 5.2%	医療機関 7.1%	児童委員・主任児童委員 7.7%
5 その他	7.0%	保健所 9.4%	その他 3.6%	警察 4.3%	福祉事務所 7.7%

(3)一時保護の状況

～一時保護した人数は 301人、取り扱った件数の4分の1にあたる

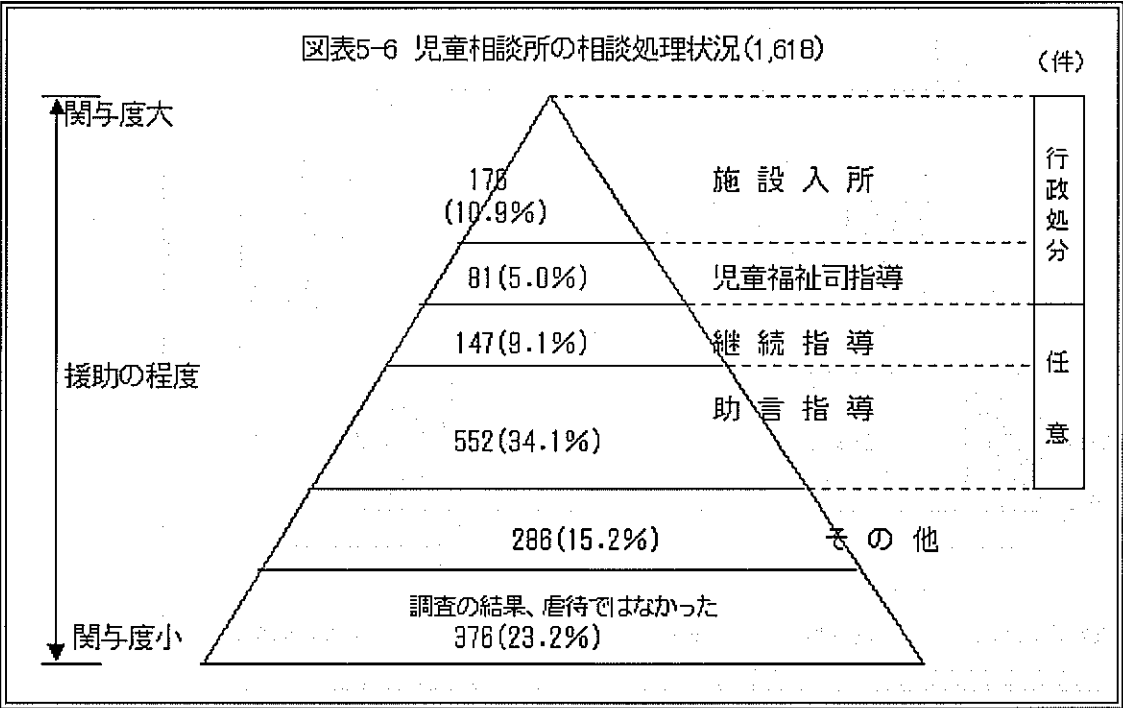
平成12年度の一年間で、児童相談所が虐待から守るため、一時保護した子どもは301人にのぼります。1年間で対応した件数は1,242件ですから、4人に1人を虐待者である親等から分離したことになります。

一時保護をした児童について虐待の重症度を見ると、「生命の危機あり」18人(6.1%)、「重度虐待」54人(18.2%)、「中度虐待」135人(45.6%)と中度以上の被虐待児が7割を占めています。



(4)平成12年度 児童相談所の相談処理状況
～施設入所した子どもは176人、在宅での指導の子どもは780人

児童相談所が平成12年度に取り扱った児童虐待の相談件数 1,940件のうち、電話相談のみで終了した 322 件、調査の結果虐待でなかった 376件を除いた 1,242件について、処遇内容をみました。
家庭での養育が不適當であり、親子分離をして施設入所をする必要があるものが、176件(10.9%) ありました。
施設入所を行わず、在宅のまま親や子どもの指導・援助を行うものは、合わせて 780件(62.8%)で、そのうち、児童福祉司が家庭環境や親子改善を図るため、行政処分として強制的に児童相談所への通所または家庭訪問を行う「児童福祉司指導」は81件(5.0%)で、残りの 699件(43.2%)は、親の合意を得て、関係機関などと一緒に援助を行っているものです。
「継続指導」は、福祉司指導にいたらない程度のもので、児童相談所が継続して、家庭訪問、心理カウンセリング、電話等でのアドバイスなどを行うものです。
また、「助言指導」は、問題の解決をみたり、他の機関と保護者などとの関係ができたなどにより、児童相談所としては関与を終了するものです。



(注)「その他」は、調査中のもの、一時保護中のものなど処遇が決定されているものである。

(5) 児童相談所の処遇内容

～重症のケースほど施設入所の割合が高い。
「軽度虐待」以下の軽症のケースでは、7割以上が在宅で指導・援助を行っている。

虐待の重症度別にみても、最も重い「生命の危機あり」ケースの施設入所率が一番高く、「重度虐待」、「中度虐待」と続いています。
他方、「軽度虐待」では71.0%、「虐待の危機あり」では75.0%が児童相談所や関係機関の援助により、在宅のままでの生活が可能となっています。

図表5-7 虐待の重症度別児童相談所の処遇内容

		児童福祉 司指導	助言指導	継続指導	施設入所	一時保護中・ 調査中等	その他	未記入
生命の危機あり	36 100.0	3 8.3	8 22.2	1 2.8	14 38.9	8 22.2	2 5.6	0 0
重度虐待	124 100.0	17 13.7	21 16.9	16 12.9	40 32.3	16 12.9	14 11.3	0 0
中度虐待	392 100.0	30 7.7	135 34.4	56 14.3	70 17.9	56 14.3	44 11.2	1 0.3
軽度虐待	397 100.0	26 6.5	193 48.6	63 15.9	36 9.1	59 14.9	19 4.8	1 0.3
虐待の危機あり	260 100.0	4 1.5	182 70.0	9 3.5	12 4.6	39 15.0	13 5.0	1 0.4
未記入	33 100.0	1 3.0	13 39.4	2 6.1	4 12.1	7 21.2	3 9.1	3 9.1

(上段：人、下段：%)

典型事例8

「児童福祉司指導とした事例」

夫婦の仲が悪く、母子で家を出て父親と別居するようになった。児童相談所へは母から、「父が子どもに暴力を振るう」との訴えがあったが、父の方は、「自分はしつけど、母が虐待をしている」と言う。

父が子どもを連れ帰るが、児童相談所は「児童福祉司指導」の行政処分として、父親に児童相談所に通ってもらっている。

◆家族状況

実父(34歳) 会社員。離婚歴あり。

実母(35歳) 会社員。家事は好きではない。金銭管理ができず、借金もある。

児童(4歳・男)

◆経緯

○ 母から、「父が子どもを虐待し、突き飛ばしたり、遊具で殴ったりして、身体中あざがある」という相談がありました。調査したところ、夫婦仲が悪く、毎日のように喧嘩をしていることがわかりました。

子どもは落ち着きがなく、大人の目を見て話しません。叱られると壁に頭をぶつけるなどの自傷行為がありました。

そのうち、母は児童を連れて家を出て母子で生活を始め、離婚調停の申し立てをしました。

○ 父と話をしたところ、父は、「自分は虐待をしていない。自分の行動はしつけの範囲であり、むしろ、母の方が虐待をしていた」と言う訴えがありました。

○ 父は、外で遊んでいた児童を、家に連れ帰ってしまいました。子どももむしろ父になじんでいます。父は祖父母と同居し、児童の養育をずっとしています。

○ 児童相談所が父と接触し、子どもの養育について意見を聞いたところ、子どもに対しては暴力はふるわない、児童相談所に関与してもらう必要はない、との意向でした。

○ しかし、児童相談所としては、父の養育状況がきちんと確認できるまで継続的に指導していく必要があると判断し、行政処分である「児童福祉司指導」とすることとしました。

父とも接触し、児童相談所の考えを伝えました。父は当初は関与を拒否していましたが、何回か電話や家庭訪問を繰り返し、週1回、父子で児童相談所に通うことを説得し、承諾を得ました。

○ 子どもの親権の問題については、家庭裁判所とも連絡をとって、調停の経過を見ています。仮に、離婚が成立して、子どもの監護権が母親に委ねられれば子どもは母親に養育されることになります。

(6)「生命の危機あり」ケースの内容と児童相談所の処遇

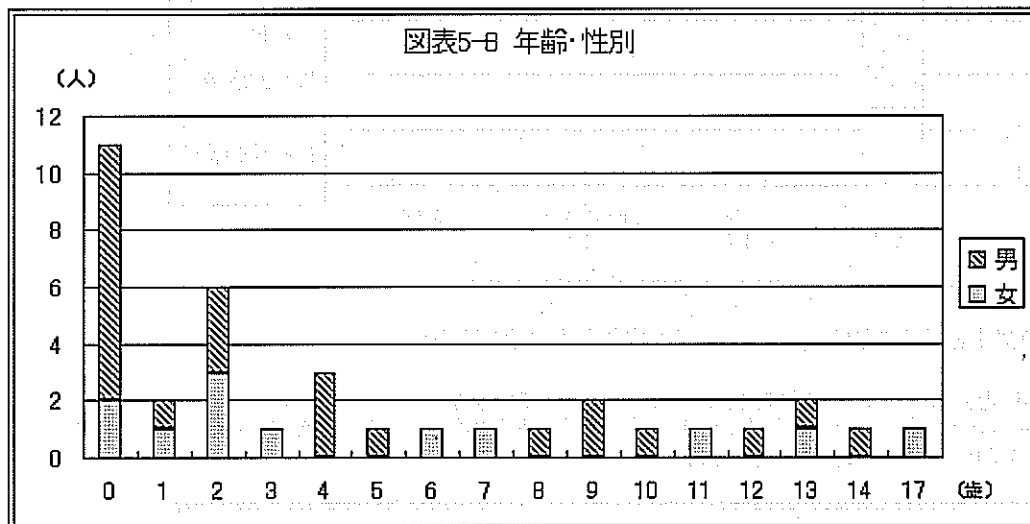
「生命の危機あり」という、重症の虐待について、内容や児童相談所の処遇についてみてみました。

1. 年齢・性別 ～ 0歳児が約3割と圧倒的に多い。男児の多さが目立つ

虐待の重症度で最も危険度が高い「生命の危機あり」が、0歳児が11人と、30.6%を占めています。うち、男児が9人、女児が2人であり、男児の多さが目立ちます。

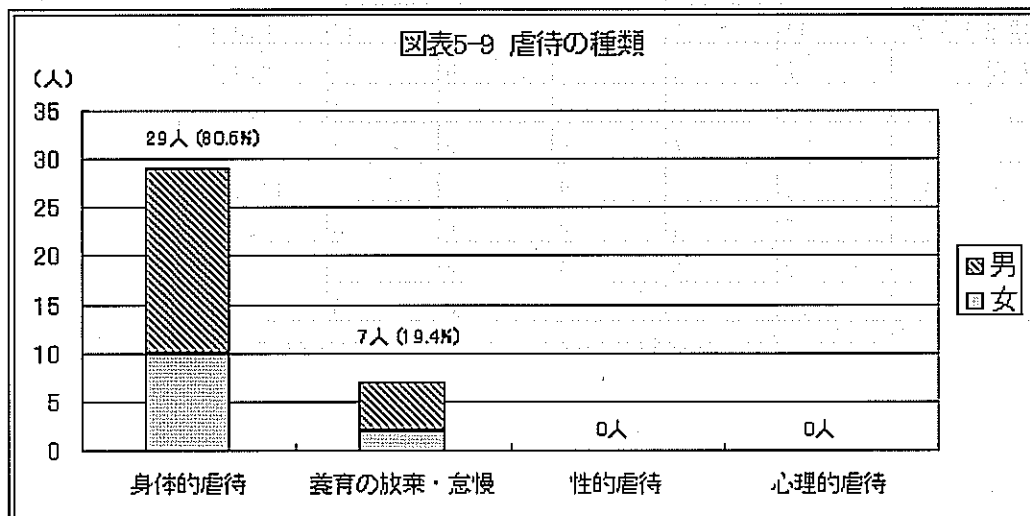
また、0歳から2歳までの乳幼児が19人(52.8%)と半数を超えており、このうち男児が女児の2倍の比率になっています。

5ページでみたように、虐待を受けた子どもの男女比はほぼ同じですが、このように非常に重症のケースで、男児の方が多くなっているのは、男児の方が動きが活発で、親との衝突の中で、虐待を行うときに女児のときより強い力を用いてしまうことがあることが多いことなどによるものと思われます。



2. 虐待の種類 ～ 「身体的虐待」が約8割と大多数

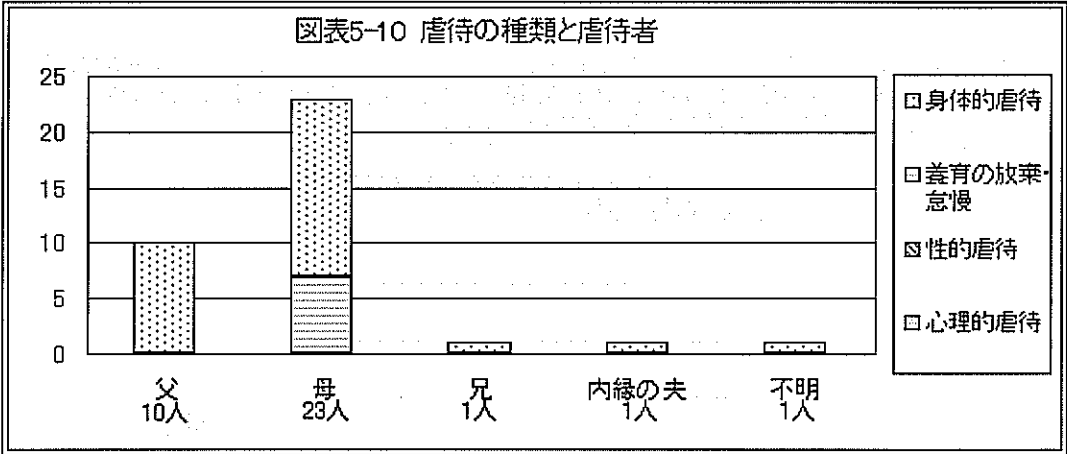
「身体的虐待」が29人(80.6%)と大多数を占めており、7人(19.4%)が「養育の放棄・怠慢」でした。



(6)「生命の危機あり」ケースの内容と児童相談所の処遇

3. 虐待の種類と虐待者 ～ 9割強が実父母によるもの

虐待者は実母が23人(63.9%)、実父が10人(27.8%)であり、実父母を合わせると9割強とほとんどを占めています。
実父によるものはすべて身体的虐待でした。実母によるものは、「養育の放棄・怠慢」が7件あり、実母によるものの30.4%となっています。



4. 児童相談所の対応と虐待の種類 ～ 4割近くは施設入所により親子分離

施設入所が38.9%と最も多く、次いで助言指導が22.2%となっています。
「助言指導」のケースの場合、虐待者に対する指導を一定期間児童相談所が行い、病院への入院や他機関との緊密な連携体制が築け、問題なしと判断できた段階で終了しています。

図表5-11 児童相談所の処遇と虐待の種類

(単位: 人)

	身体的虐待	養育の放棄・怠慢	性的虐待	心理的虐待	計	割合
1 乳児院・養護施設入所	11	3	0	0	14	38.9%
2 児童福祉司指導	2	1	0	0	3	8.3%
3 継続指導	0	1	0	0	1	2.8%
4 一時保護中	4	0	0	0	4	11.1%
5 在宅経過観察・調整中	3	1	0	0	4	11.1%
6 助言指導	7	1	0	0	8	22.2%
7 その他	2	0	0	0	2	5.6%
計	29	7	0	0	36	100.0%

(7) 虐待者への指導・援助

～児童相談所の指導に応じる者は4割弱、指導・援助には工夫が必要

虐待が行われた家庭に対する支援は、虐待者に対する指導がポイントです。特に、親子の分離を行ったケースについては、親子の再統合に向けて、親子関係の再構築や家庭環境の整備等が重要です。

児童相談所では、児童福祉司による助言のほか、心理職員や精神科医による専門的なカウンセリング・治療指導を行っています。

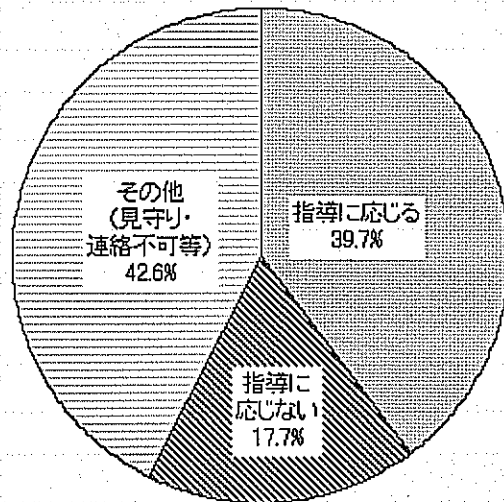
しかし、指導に応じるのは39.7%と4割にしかすぎない状況です。

「児童虐待防止法」では、「児童福祉司指導」などの措置の場合には、虐待を行った者は、児童相談所の指導を受けなければならないと規定しています。しかし、強制的に親子分離を行った場合、児童相談所と親は対立関係におかれ、親への児童相談所の指導が難しくなります。

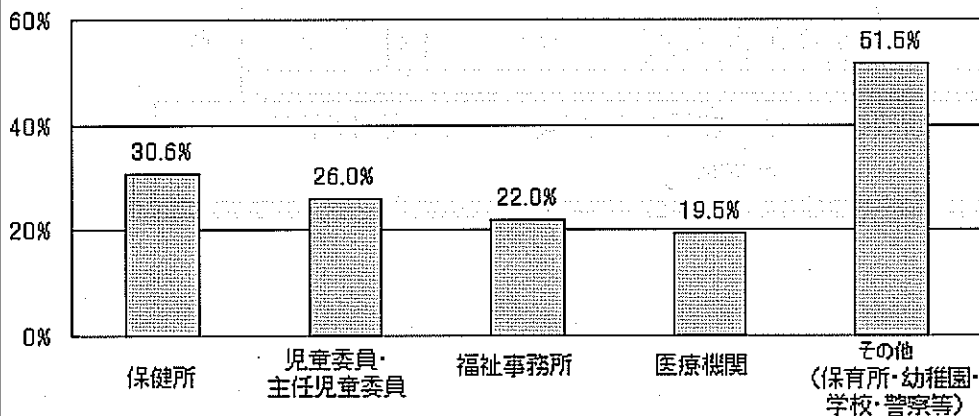
その場合の一つの方策として、児童相談所が強制的な措置を行い、他の機関が親の支援に回ることがあります。このため、児童相談所は、保健所、児童委員・主任児童委員、福祉事務所、医療機関、警察などさまざまな関係機関と連携しながら、虐待した親や家庭への援助を行っています。

24ページでみたように、虐待した母親のうち約22%の者が、自ら援助を求めています。関係機関が、それぞれの責任と努力で援助を行いつつ、連携していくことが重要です。

図表5-12 虐待者への指導・援助



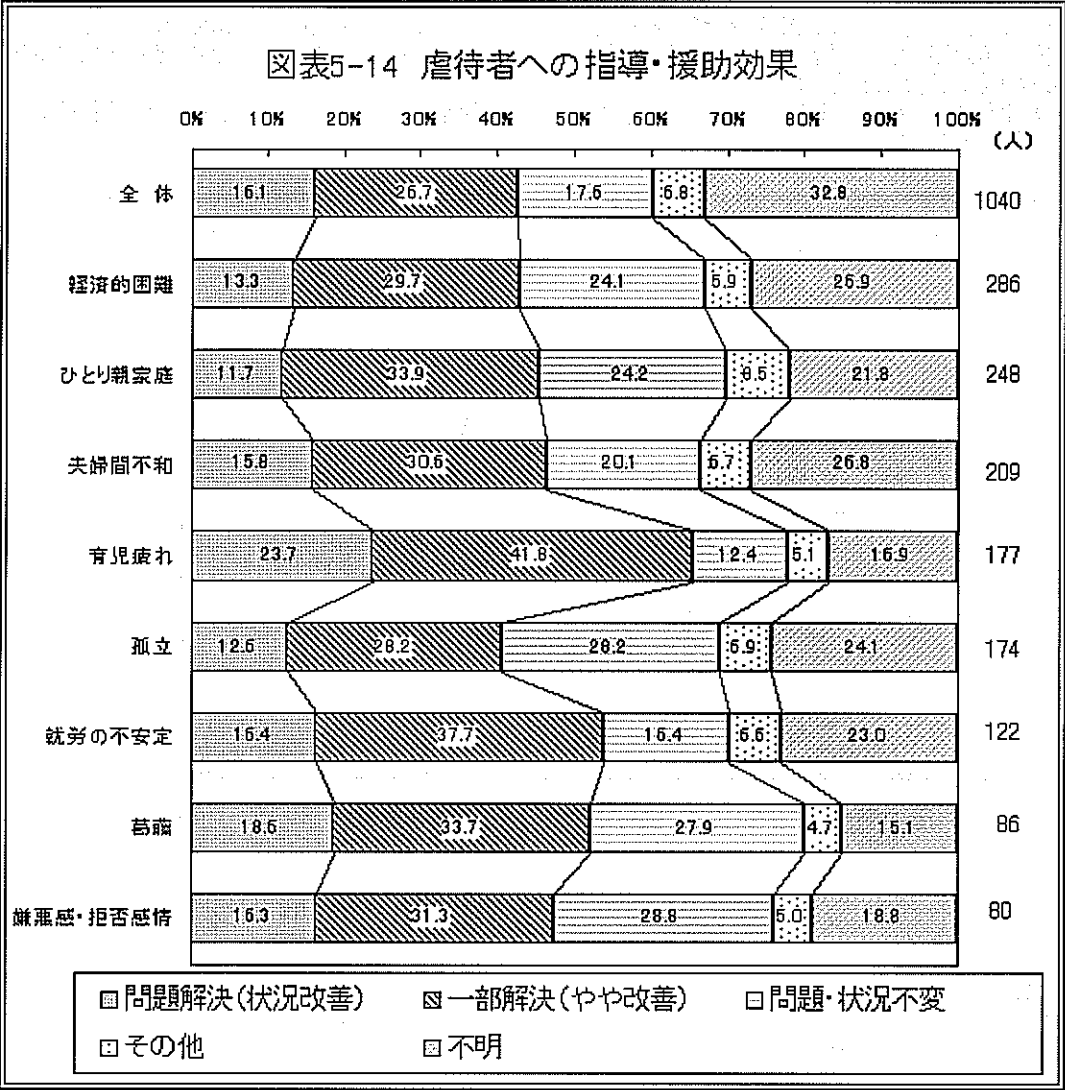
図表5-13 虐待者への指導(児童相談所以外の主な指導機関)



(8) 虐待者への指導・援助の効果

1. 虐待につながるとされる家庭の状況と虐待者への指導・援助効果
～4割以上の者に指導・援助の効果が現れている。他方、約18%の者は状況が変わらない。

虐待者への指導・援助の結果、問題解決(状況改善)を図れたものが16.1%、一部解決(やや改善)が26.7%、と4割以上に指導の効果が表れています。しかし一方で、問題・状況不変も17.6%あります。
家庭状況別にみると、育児疲れが要因として考えられる虐待は、指導・援助により、65.5%と3分の2が問題解決や一部解決という結果になっています。



(8) 虐待者への指導・援助の効果

2. 虐待者の認識と指導・援助効果

～虐待を認めない者には効果が低いが、「虐待を認めて援助を求めている者」には、3分の2に効果が現われている。

指導・援助の結果、「虐待行為そのものを認めない」、「行為は認めるが虐待の意図は否認」の場合は、状況不変の割合が高くなっています。これに対し、「虐待を認めて援助を求めている」親は問題解決、一部解決の割合が合わせて66.7%と3分の2に達します。

また、「行為を認め、しついで行ったと主張」の場合でも、52.9%の者については改善の効果が現れています。当初は、行為を正当化していた者も、時間をかけて話し合ううちに子どもの成長や心身に深い傷を与える結果となっていることに気づくと、自らの行為を反省し、どのようにすれば子どもとうまく関係がもてるか等について、援助を受け入れるようになります。

虐待を行った者について、改善の効果は、まず、虐待を認めるかどうかのカギとなります。

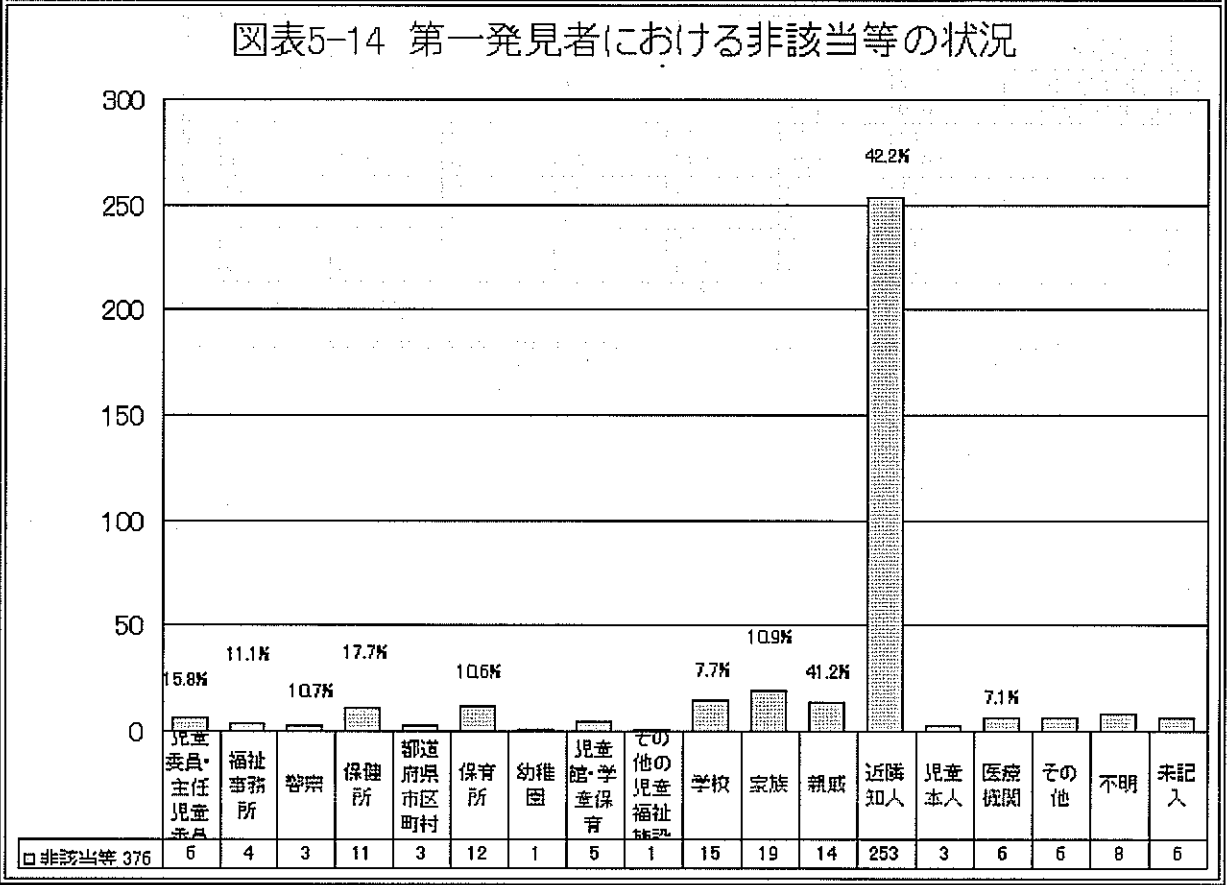
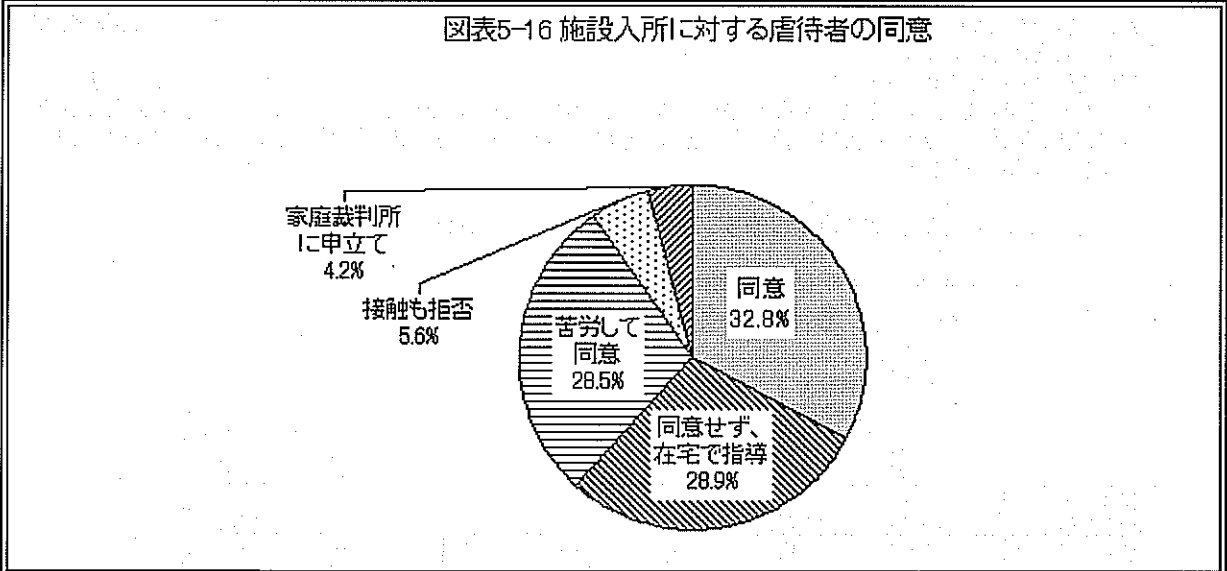
図表5-15 虐待者の認識と指導・援助効果

	合計	問題解決 (状況改善)	一部解決 (やや改善)	問題・ 状況不変	その他	不明	未記入
虐待行為そのものを 認めない	124 100.0	13 10.5	31 25.0	30 24.2	8 6.5	21 16.9	21 16.9
行為は認めるが、 虐待の意図は否定	127 100.0	19 15.0	35 27.6	38 29.9	12 9.4	5 3.9	18 14.2
行為は認めるが、しつ いで行ったと主張	153 100.0	36 23.5	45 29.4	33 21.6	10 6.5	10 6.5	19 12.4
虐待を認めて 援助を求めている	180 100.0	38 21.1	82 45.6	29 16.1	4 2.2	9 5.0	18 10.0
虐待を認めているが 援助は求めている	76 100.0	13 17.1	21 27.6	18 23.7	6 7.9	10 13.2	8 10.5
その他	57 100.0	13 22.8	14 24.6	7 12.3	7 12.3	8 14.0	8 14.0
不明	307 100.0	33 10.7	47 15.3	27 8.8	24 7.8	87 28.3	89 29.0
未記入	15 100.0	2 12.5	3 18.8	1 6.3	0 0	1 6.3	9 56.3

(上段：人、下段：%)

(9)施設入所に対する虐待者の同意
～比較的容易に同意した者は3割程度にすぎない

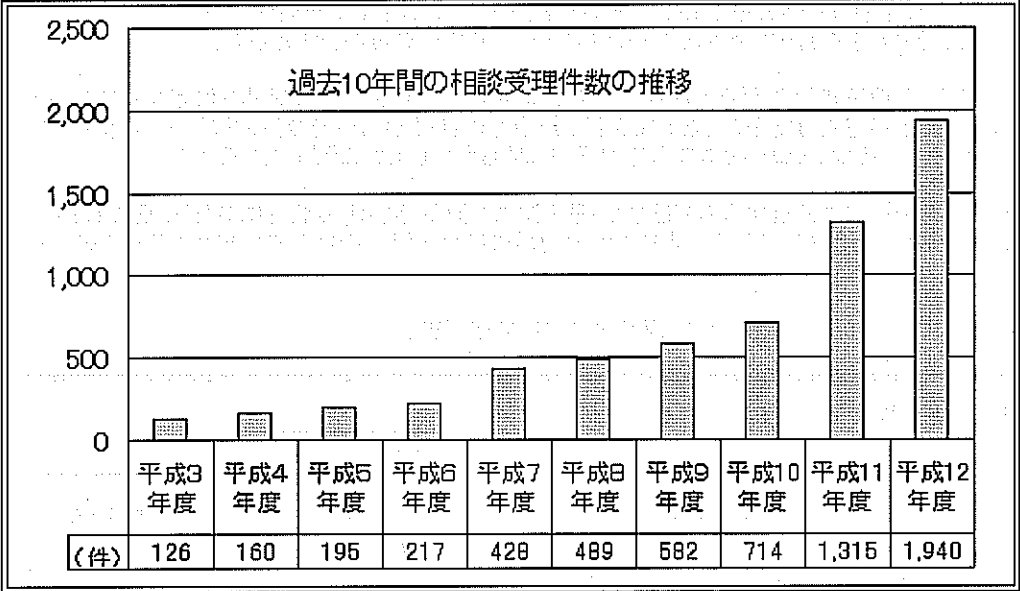
児童相談所が子どもの施設入所が必要と判断した 308人の中で、虐待者が「すぐ同意」、あるいは「比較的簡単に同意」したのは 101人(32.8%)でした。「同意せず在宅のまま指導」も89人(28.9%)います。



6 その他

(1)児童虐待の受理件数の推移

○都内の児童相談所で、虐待の相談を受理した件数は、この10年間で15倍になっています。



都内の児童相談所で虐待の相談を受理した件数は、平成3年度には126件でしたが、平成12年度には1,940件と15.4倍になっています。

第6章 実態分析を終えて

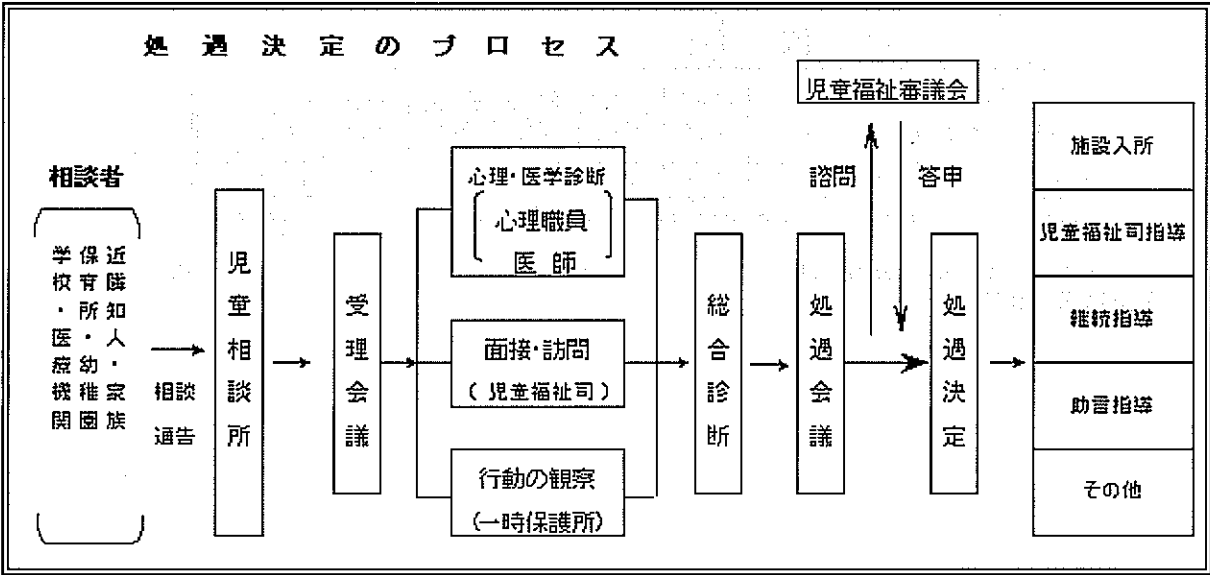
◇ 児童相談所の処遇決定プロセス

児童相談所では、児童虐待の相談・通報を受けると、児童福祉司が家庭訪問や子どもが通っている学校、保育所などの関係機関への調査を行い、子どもだけでなく、虐待を行った親等に対して養育状況や家庭環境などさまざまなことを調べます。また、虐待を受けた子どもの心理的・医学的な診断を行い、一時保護をした場合には行動観察を行います。そして、それらを総合的に判断して子どもにとっての最適な処遇を決定します。

今回の実態調査は、こうした児童相談所が行う処遇決定のプロセスを追い、最終的に処遇を決定するまでの要因を分析することによって、虐待を受けた子どもと虐待を行った親等の特徴や背景を数量的に捉え、家庭の中でどのようにして虐待が発生するのか、そのメカニズムを実証的に明らかにしていこうとしたものです。

したがって、単にデータを機械的に分析するのではなく、児童票など児童相談所の記録にあたり、必要に応じ事例に関与した職員の聞き取りを行うなど、実際に処遇決定の現場に携わる職員の実感を踏まえたデータの分析に努めました。

こうした実態分析を通して得られた結果をもとに、何点かについて述べます。



(用語については巻頭【児童相談所が行う主な処遇】参照)

第6章 実態分析を終えて

◇ 子どもに身近な機関による、虐待の早期発見のための取組み強化の必要性

今回の調査では、虐待が発見されるまでの間、1年以上虐待を受けていた子どもが369名、割合では43%にのぼりました。虐待の発見までの期間が決して短いとはいえ、早期発見のための取組みの強化が必要です。言うまでもなく、虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもへの心身への影響が大きく、また、虐待が重症化する危険性が高くなります。

東京の特徴として、全国平均に比べて、「近隣知人」による発見・通報が多く、虐待の予防・防止に大きな役割を果たしているといえます。しかし、「近隣知人」による発見は、「隣で叫び声がする」とか「上の階で毎夜物音がする」など、表面的・間接的なものであることも多く、また、隣人に対する遠慮がある場合もあり、万全ではありません。

子どもの状態を最もよく把握し得るのは、地域で一番よく子どもと接する機会が多い、保育園、幼稚園、学校などです。しかし、今回の調査では、これらの機関からの発見・通報の率は、必ずしも高くはありませんでした。こうした機関が、虐待についての理解と知識を持ち、子どもや保護者の状態を常に的確に把握しておくことが必要です。

また、虐待をする家庭では、経済的な困難が伴う家庭も見受けられますが、区市町村の福祉事務所は、そうした家庭を支援する際に、子どもの状態にも目を配っていくことも求められます。

できる限り早期に虐待の兆候を発見し、適切な援助を行っていくためには、それぞれの機関が子どもや家族との関わりのなかで対応することが必要であり、「虐待を受けそうな子どもを守り、またその家族を支援していく中心は「地域」である」という考え方が基本に据えられ、その考えのもとに日常的に継続して取り組んでいく仕組みが作り上げられていくことが大切です。

第6章 実態分析を終えて

◇ 虐待防止に向け、求められる地域における「ネットワーク」の構築

虐待問題は子育ての悩みといった前兆的なものから、軽症のもの、重症なものにいたるまでさまざまなレベルのものがあります。虐待もいきなり重症なものになる場合もありますが、段階的に進行するケースが多くみられます。虐待の発見や児童相談所への通報には、保育所、学校、児童委員をはじめさまざまな機関や施設などが関わります。

児童虐待問題に関しては、こうした多角的なチャンネルが存在しているという事実の認識の上に立って、ただ虐待の発見と通報だけにとどめず、どうすれば問題解決の一次的な解決機関としての実質的な対応力を備え、また他の機関や施設等とのネットワークを構築していく基幹的なものへと育てていくことができるのかという視点で捉えていく必要があります。こうした観点で見たとき、発見者・通報先の多くに区市町村の機関・施設が関わっているということに注目する必要があります。地域に最も身近な存在である区市町村が、問題解決の一次的な受け皿として大変重要な鍵を握っているのです。

それが有効に機能するためには、これら地域の機関や施設などと児童相談所が緊密な連携をもち、ネットワークを形成して問題への対応と、子どもや家庭への援助・指導にあたっていく必要があります。また、区市町村が対応能力を向上させ、ネットワークの中心となって虐待問題に取り組み、児童相談所は、法的な対応を受け持つ機関として、区市町村と役割を分担しつつ連携をとれば、虐待の予防・防止などに対し、かなり大きな効果が期待できるはずです。

区市町村がそのような受け皿基盤となるためには、次のような課題があります。

第一は、情報の一元化、集中化を図る必要があるという点です。学校、保育所、保健所、児童委員や子ども家庭支援センター等虐待を含め子どもと家庭に密接に関わっているそれぞれの機関・施設が持っている情報を一つのセクションに一元化・集中化させ、そこを基軸にしてネットワークを構築し、機動的に対応をしていくことが必要です。

第二は、虐待問題を始めとした子どもの健全育成と子育てを支える総合的な相談・支援の仕組みの構築など施策の総合化が急がれることです。情報ネットワークの構築、統一的なマニュアルに基づく対応、専門的な人材の育成、地域の社会資源等の有効な活用、総合的な調整機能の確立などを施策として総合化し、それに基づいた取り組みを、それぞれが有機的な連携を図りながら効果的に推進していく必要があります。

第三は、そうした取り組みの核となるべき「子ども家庭支援センター」が十分その機能を発揮する体制をつくることです。

「子ども家庭支援センター」は、区市町村が設置し、子どもと親に関するさまざまな支援を行うものであり、地域の子育てに関する中核機関として機能することが期待されています。意欲的な取り組みを進めているところがみられ始めましたが、現段階では、児童虐待については全都的にみると必ずしも十分な対応ができていたとは言えません。なるべく早期にすべての区市町村に設置され、ネットワークの核となることが期待されます。

第6章 実態分析を終えて

◇「虐待につながるようなリスク要因」は子ども側には少なく、むしろ、多くは虐待者側

今回の調査では、いろいろな調査、診断結果から、虐待を受けた子どもと虐待を行った親(保護者)及びその家庭について、それぞれ分析を行いました。

まず、虐待を受けた子どもについて、その子が「虐待につながるような要因」としてどのようなものがあるかを調査しましたが、「特に要因は見当たらない」という結果が39%と最も多くあり、これにそのようなものが明らかでなかった「不明」を合わせると全体の3分の2に達します。

他方、「問題行動がある」や「心身の発達の遅れ」等がそれぞれ1割程度ありました。しかし、これまで広くいわれてきたような「望まずに生まれてきた子は虐待を受けやすい」という例は、わずか4%にすぎず、そうした見方は一面的な捉え方にすぎないという分析結果になっています。

多くの虐待は、このような子ども側の要因ではなく、むしろ親側の事情によって引き起こされており、虐待のリスクを子ども側に見出すことは少ないと考えるのが妥当です。

また、虐待を受けた子どもの特徴として見逃してはならないのが、「心の傷」です。虐待を受けた子どもは、その受けた虐待の種類を問わず、不安や怯えなどの「情緒的・心理的問題」を高い割合で示すなど、さまざまな精神状況が認められています。

虐待によって深く傷ついた子どもたちの心を癒すために、このような子どもたちの状況を的確に受け止め、心のケアにどう取り組んでいくのか、専門的・治療的な援助の必要性が認められます。

◇「虐待者の世代間連鎖」など生育歴による虐待要因に強い関連性はみられず、複合的な要因で虐待は引き起こされる

それでは、虐待をした親(保護者)には、どのような要因があるのでしょうか。親側の要因について、「虐待についての考え方」「生育歴」「就労状況」「心身の状況」の4点について分析を行いました。

この中で特に注目されたのが、これまで虐待者の要因として、強調されてきたものの一つである「生育歴」です。今回の調査では、「特に問題なし」と特別なものが明らかでなかった「不明」を合わせると7割に達しており、決定的な要因を見出すことはできませんでした。

そうしたなかで比較的多かったものは、「ひとり親家庭(10.0%)」、次いで「被虐待体験(9.1%)」、「両親の不和(7.6%)」の順ですが、いずれも全体の1割以下にとどまっています。

こうしてみると、これまで広く言われてきた生育歴が親の育児態度に強い影響を与え、虐待に結びつくという考え、とりわけ、「虐待を受けた親はその子どもを虐待する」という「虐待の世代間連鎖」の考え方は、少なくとも今回の調査結果からは読み取ることはできません。

つまり、「虐待の世代間連鎖」を含めて、生育歴だけに焦点を当ててその要因を把握しようとしても十分な説明ができないということがいえます。

また、「就労状況」に関して、「女性の社会進出の拡大が、家庭の養育機能を低下させ、虐待が増える」という捉え方がありますが、家事專業など、家庭で子どもと一緒に過ごす機会が多い母親の方が高い率を示しており、こうした考えには、無理があるということが言えます。

その他の要因では、

- ・「虐待についての考え方」では、虐待を認めず、しつけと主張するなどかたくなな姿勢を示す親が多いこと
- ・「心身の状況」では、全体として「性格の偏り」が2割と高い割合を示しているほか、特に母親についてみると、「精神病またはその疑い」が15%、「神経症またはその疑い」が14%見受けられ、精神的な要因が背景にあることが虐待に結びつきやすいことが示されました。

また、虐待が行われた家庭の特徴を見ると、「経済的困難」が4分の1以上の家庭に見られ、それが「夫婦不和」や「孤立」等の要因にも強い影響を及ぼしています。

こうして、親の要因と、虐待が行われた家庭の要因を重ね合わせてみると、経済的困難、就労の不安定、ひとり親家庭、夫婦間の不和、育児疲れや孤立感などが、親の精神状況と複雑に絡み合い、虐待にまで至っている様子がみとれます。

したがって、虐待は一つの要因によって発生するというよりも、複合的な要因がからみあって起こると捉えるべきです。虐待問題の解決のためには、このような複合的な要因を個々のケースごとにいねいに見ていくことが必要です。

第6章 実態分析を終えて**◇ 困難な「虐待を認めない親」に対する対応**

虐待を行った親のうち、虐待を認めない者は、実父では約50%、実母では約35%にのぼりました。虐待を認めない保護者とは、話し合いの場を持つことも容易ではありません。児童相談所を目の敵にして、強圧的な態度をとる親も少なくありません。身の危険を感じたり、実際に警察に応援を求めたりすることもまれではありません。特に、実父の中には行為そのものは認めても、それをしつけ等と称して自らの信念であると主張するものが約23%おり、このような親に対して養育方法について援助・指導していくことはなかなか困難です。

しかしながら、当初はかたくな態度を見せる親でも、何度も粘り強く話し合いを続け、子育てについての思いや悩み等を聞き出していくうちに態度が軟化するケースもあります。また、児童相談所内でも心理職が対応したり、また、保健婦など身近な関係者に対応してもらうことで、親の緊張がほぐれていくこともあります。

この調査でも、虐待を認めない親に対しても約44%について「状況の改善」や「やや改善」といった効果が現れています。

虐待をした親に対する対応とは、こうした地道なたゆまない努力に積み重ねであり、その効果は、そうした対応による親と児童福祉司などとの信頼関係の中で生まれてくるものです。

◇ 急がれる「虐待を認め、援助を求めている」母親への、家庭全体を視野に入れた支援

虐待の要因について分析をしていくなかで、重要だと感じたことは、虐待を行い、それを認めた上で、なんとか援助の手を差しのべてほしいと周囲にSOSのサインを出している親が多く見られたことです。

調査結果では、虐待を認めている親は4分の1ですが、そのうち、約7割が援助を求めています。特に母親にはその傾向が強く現れており、このことは児童相談所での実務上でも実感していることです。

今後、こうした親に対し、早急に効果的な支援策を検討していく必要があります。また、実際に援助の申し出がなくとも、親への支援をしていくことが大切です。それは、児童相談所の処遇事例から、当初は自らの行為を虐待とは認識できなかった親も、援助を行っていく過程で、自分の行動を振り返ることができるようになり、子どもを傷つけていることに気づいて、そこで初めて自らの傷についても認識できるようになるというケースをいくつも経験しているからです。

そうした実際の事例として、

3歳の男児に激しい暴力を振るい、水風呂につけたり、極寒の夜、裸で外に出したりと虐待を重ねたある母子家庭の母親は、当初虐待を決して認めず、子どもの施設入所も拒否していました。このため、児童相談所は、家庭裁判所の審判を得て、児童養護施設へ子どもを措置しました。母親は、児童相談所を非難・攻撃し続けましたが、辛抱強く援助指導を続けたところ、1年ほど経過したある面接の際、「しつけのつもりだった。あそこまで激しくやる必要はなかった。子どもがどんなに傷ついたかと思うといたたまれない。子どもは施設にいる必要はない。私が施設に入ればよかった。」と涙ながらに語り、初めて虐待を認めた事例をここでは紹介しておきます。

また、分析結果では、虐待した親に対する指導・援助の結果、約4割について改善効果が認められ、援助を求めている親の場合には、さらに7割にまで高まるとしています。

他方、虐待を受けた子どもでも、虐待をした親といっしょの生活を望む子どもが、それを拒否している子どもの2倍になっています。

虐待ケースへの対応は子どもを守るという意識から始まるものですが、家庭全体を視野に入れて、親と子どもを両方ケアしていくことが、結局は子どもを真の意味で守ることになります。

親子の分離は、子どもの健やかな成長の観点からは決してベストの選択ではなく、そのためには、いったん分離する必要があっても親と子どもの再統合を視野に入れた家庭全体への援助が必要です。

第6章 実態分析を終えて

◇ 子どもと親との再統合に向けたプログラムの確立の重要性

子どもの安全のためには、一時的に親子分離をする必要があることがあります、いつまでもそのままでもいいわけではありません。親と子どもの状況をみながら再び家庭に返せるような再統合の仕組みが必要です。

このためには、親と子どもの状態を正確に把握し、その関係がどのように変化したか、虐待の原因が何だったのか、それがどのように変化したのかを判定する必要があります。

現行の「虐待防止法」は、虐待した親は児童相談所の指導に従わなければならないとされていますが、強制力をもつものではなく、具体的に誰がどのようにして指導するのかも示されていません。そもそも、強制的に親子分離された親側からすれば、そのようなところの指導や援助に応じようしないのは当然ともいえます。

現実には、親子の再統合は困難を極めています。これを打開していく方策としていくつかの提案をしておきたいと思います。

第一に、分離する機関と親をケアする機関を分けることです。親子分離は、親にとっても子どもにとっても大きく権利を制限されることになるものであり、これを決定するには司法的な関与が必要です。児童相談所などの側と親の側とが冷静に意見を述べ合う場があれば、その後の関係も築きやすくなります。

第二は、親をケアする機関やプログラムの開発が必要であるということです。医療的なケアや心理面からのカウンセリング、そしてそれらを総合的に判断する判断基準の作成が求められます。もちろん、親が抱える問題はさまざまですから、その解決のために関係機関がそれぞれの資源を持ち寄り、どれだけの援助ができるのかを協議し、具体的な援助方針を作成する必要があります。

第三は、親と子どもをいっしょにケアする場が必要だということです。子どもが家庭に帰った状況を想定して、親子の生活状況を観察し、課題をアドバイスするスタッフと場が必要です。子どもが施設などで生活すると、親との生活とのギャップができることがあります。いきなり、家庭で生活するのではなく、中間的に親と子が生活し、その状況の変化を見極めたうえで再統合を行う仕組みの構築が求められます。

第6章 実態分析を終えて

◇ 親子の間のあたりまえの関係を結び続けるために

このようにみえてくると、非難や告発的なイメージが強い「虐待」という言葉そのものが、一時的には対峙することが必要な場合があっても、基本的には援助やケアが必要な家族に起こっている現象を表現するには適当なものかどうかという疑問があります。

この言葉が投げかけられることにより、親は親であることに自信を失い、周囲からの援助にも拒否的になり、孤立してサポートされていないと感じ、子育てに対してさらに負担を感じます。親にとっては、被害感のみが募るのではないかという危惧を持ちます。

今回の調査結果で、虐待を受けた子どもは1,000人に0.7人という数であることが分かりました。この数字が多いと感じる人少ないと感じる人さまざまだと思いますが、「虐待」という言葉にとらわれすぎて、親が自信を持って子育てをしなくなることの危険性も強調されるべきです。

「しつけ」と「虐待」の線引きには難しい側面があります。「しつけ」と称して虐待を行い、子どもの心身に大きな傷を残してしまう親子関係は、指導・援助により改善を図っていく必要があります。しかし、一方で虐待という言葉を意識するあまり、親子が向き合い、葛藤していくなかで、子どもも親も成長していくという子育て本来のごくあたりまえの関係が萎縮して築けなくなる、そういう問題も現実的な課題として指摘されています。

また、虐待の増加を親の養育機能の低下に帰する議論もあります。しかし、そのことがかえって、親に子育ての失敗が許されないという不安をかきたて、親の自信喪失につながりかねません。

こうした問題について、精神科医の滝川一廣は次のような問題提起をしています。

「現在ほど、社会全般の養育水準が向上した時代はなく、その分だけ、子育てへの社会的要求も高くなり、それが子育ての不安や不全感を引き出し、養育危機論の土壌となっている。子どもを手厚く育てて当然の社会になって、昔からあった虐待が強いコントラストを帯びて浮き出てきた。子育てに失敗はつきものなので、それを厳しく取り締まるような雰囲気はなくし、家庭の子育てにこれ以上高い要求を科すことをやめ、失敗がある割合で生じることを前提にして、それをカバーできる社会を構想することが必要である。」

(滝川一廣「子育ての失敗を考える」の要約。日本子どもの虐待防止研究会 第6回学術集会あいち大会プログラム・抄録集より)

子どもが、その子らしく生きるためには、親(親の機能を担うもの)から大事にされ、かわいがられる体験が不可欠です。それをどのようにしたら提供できるかの視点を常にもちながら、親子を援助し、親の守り育てる力を高めることが必要です。